# 蒲郡市一般廃棄物ごみ処理基本計画 (改訂版)

【素案】

令和7年3月

蒲郡市

# ~ 目 次 ~

第1章	総論	1
第1節	5 計画の目的	1
第2節	5 計画の位置づけ	3
第3節	5 計画の範囲	4
第4節	5 計画の期間及び目標年度	4
第2章	地域の概要	5
第1節	5 位置及び沿革	5
第2節	5 自然的条件	6
第3節	5 人口動態	7
第4節	5 産業の動向	8
第5節	5 その他	9
第3章	ごみ処理の現状	10
第1節	5 ごみ処理行政の沿革	10
第2節	分別区分と処理フロー	12
第3節	5 ごみ処理体制	14
第4節	5 ごみ処理システムの評価	19
第5節	5 ごみの排出抑制・資源化施策の取り組み状況	20
第4章	ごみ排出量等の現状と計画目標	28
第1節	5 ごみ排出量の現状	28
第2節	5 資源化の現状	32
第3節	5 最終処分量の実績	34
第4節	5 排出目標の達成状況	35
第5章	課題の抽出	37
第1節	5 ごみの排出抑制・資源化における課題	37
第2節	5 収集運搬における課題	38
第3節	5 中間処理における課題	38
第4節	5 最終処分における課題	38
第5節	5 その他の課題	39
第6章	ごみ排出量等の将来の見通しと目標達成の削減量	40
第1節	5 ごみ排出量の将来予測値及び削減必要量	40
第2節	5 リサイクル率の将来予測値及び資源化必要量	43
第7章	ごみの排出抑制・再資源化の推進	45
第1節	5 基本方針及び施策の柱	45

第2節	i ごみの排出抑制・再資源化の取り組み46
第3節	i 三者(市民・事業者・行政)の役割50
第8章	食品ロス削減推進計画51
第1節	i 計画の目的51
第2節	i 食品ロスの現状52
第3節	i 削減目標に向けた役割と行動55
第4節	i 食品ロス削減の取り組み56
第9章	基本計画59
第1節	i 分別区分59
第2節	i 適正処理計画 60
第3節	i 処理施設整備計画61
第 10 章	その他ごみ処理に関する必要事項62
第1節	i 不法投棄対策の強化62
第2節	i 一般廃棄物処分業の許可と適正処理困難物への対応62
第3節	i 一般廃棄物収集運搬業の許可62
第4節	i 地球温暖化防止に関する対応63
第5節	i 災害廃棄物に対する対処方針63

# 第1章 総論

#### 第1節 計画の目的

経済の発展に伴い、大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を 形成し、環境保全と健全な物資循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排 出による地球温暖化問題や大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題 にも関係しています。そのため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をでき る限り低減する「循環型社会」への転換が求められています。

国においては、環境基本法(平成5年法律第91号)や循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。)をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)や各種リサイクル法の制定等、循環型社会形成を目指して法整備が進められ、令和4年度には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)が施行されました。

また、平成 27 年に行われた国連総会では、令和 12 年までの新たな目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが目標とされています。さらに、令和 2 年には脱炭素社会を目指すための温室効果ガス削減目標として、2050 年カーボンニュートラル達成を掲げ、急速な取り組みが進められています。

このような状況の中、蒲郡市(以下「本市」という。)においては、平成25年度に策定した「ごみ処理基本計画」を令和2年3月に改訂し、ごみ減量・資源化の推進、資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践への取り組みを推進してきました。また、令和3年3月には、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするまち「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを宣言し、同年11月には、サーキュラーエコノミーをまちづくりに取り込み、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動(直線型経済)から生産・消費過程において極力無駄を減らし、排出される廃棄物を有効活用する循環型経済への移行を推進する「サーキュラーシティ」を目指していくことを表明しました。

今回、改訂後5年が経過し、計画の取り組みの進捗状況や令和5年度における 目標の達成状況を確認・検証するとともに、ゼロカーボンシティ及びサーキュラ ーシティの実現に向けて見直しを行うものです。

### ●持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 の目標

# SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS







































#### 【本計画に関連するSDGsの目標】















#### ●サーキュラーエコノミー

資源を採掘して生産、消費、廃棄するという従来のリニア・エコノミー(直線型経済)や、廃棄物をどう有効活用するかというリサイクリング・エコノミーとは異なり、そもそも廃棄物が出ない仕組みをつくる経済システムです。



出典:「サーキュラーシティ蒲郡 アクションプラン」

### 第2節 計画の位置づけ

蒲郡市一般廃棄物ごみ処理基本計画(以下「本計画」という。)の位置付けは、 図 1-1 に示すとおりです。

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、本市の区域内の一般廃棄物の処理について定める計画で、関係法令をはじめ関連計画や上位計画である蒲郡市総合計画との整合を図り、長期的視点に立った基本方針を定めます。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」を本計画に内包して策定します。

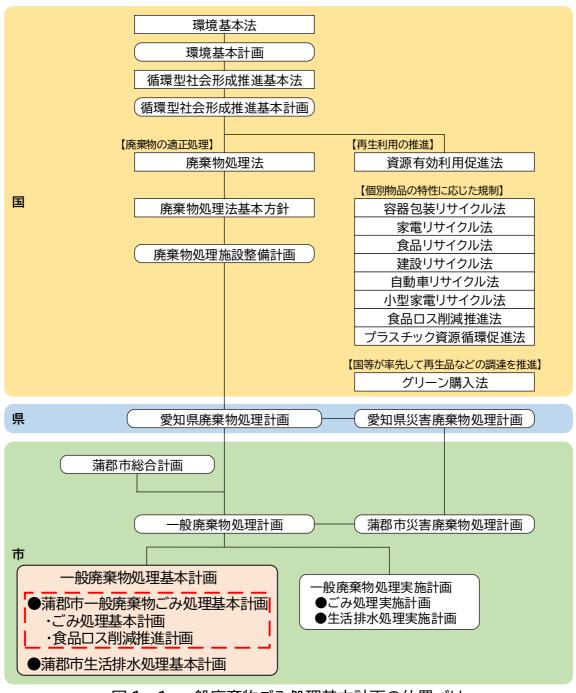


図 1-1 一般廃棄物ごみ処理基本計画の位置づけ

### 第3節 計画の範囲

本計画の範囲は、本市で発生する「一般廃棄物(ごみ)」を対象とします。

一般廃棄物とは、自ら利用したり他人に譲り渡したりすることができないため不要になったものをいい、一般家庭の日常生活に伴って発生するごみや事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外のごみをいい、ごみ区分は、図 1-2 に示すとおりです。

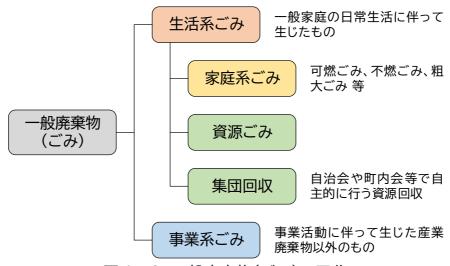


図1-2 一般廃棄物(ごみ)の区分

#### 第4節 計画の期間及び目標年度

平成25年度に策定した「ごみ処理基本計画」は、平成26年度を初年度とし、令和10年度までを計画期間とし、令和元年度の改訂版では、令和2年度から令和10年度までを計画期間としています。また、計画目標は、基準年度を平成24年度とし、目標年度を令和10年度としています。

本計画書の目標として設定している令和 10 年度のごみ排出量(一般廃棄物処理 事業実態調査の各種排出量等)は、令和 11 年度末頃に公表され、目標の達成状況 が把握可能となるのは、令和 12 年度となります。

そのため、本計画の計画期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間とします。



図 1-3 一般廃棄物ごみ処理基本計画の計画期間

# 第2章 地域の概要

# 第1節 位置及び沿革

#### 第1項 位置

本市は本州のほぼ中央部、太平洋岸の愛知県東南部に位置しています。



#### 第2項 沿革

昭和 29 年に三谷町・蒲郡町・塩津村が合併し、市制が施行されました。昭和 30 年に大塚村の大字相楽・大字大塚地区、昭和 37 年に形原町、昭和 38 年に西浦町が合併し、現在に至っています。

# 第2節 自然的条件

#### 第1項 地象及び水象

南は渥美・知多の両半島に抱かれた三河湾に面し、残る三方は赤石山脈の山麓に囲まれた馬蹄形の盆地で、海岸線に沿って市街地が形成されています。市の境界をなす山々は約400メートルの高さがつらなり、乃木山から塩津・形原・西浦にかけて、片状閃雲花崗岩があらわれて、なだらかな赤肌がちの老年的地形をなしています。

三河湾一円は国定公園に指定され、湾内には大小の島々が点在しており、市内には温泉が湧き出すなど、観光地としてたいへん恵まれた環境となっています。

#### 第2項 気象

近年5年間(令和元年~令和5年)の月別平均降水量及び平均気温は、図2-2に示すとおりです。

気候に関しても温暖であり、冬中でも雪が降ることがあっても積もることは ほとんどない土地です。雨が降ることも少なく、年に 10%ほどの降雨となって います。

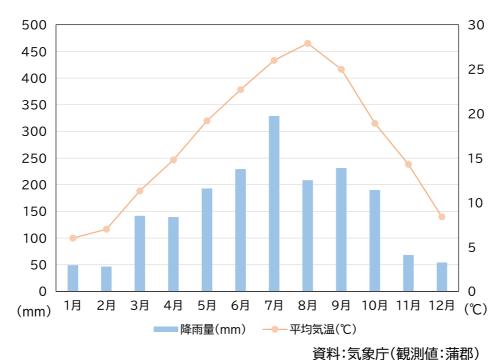


図 2-2 月別平均降水量及び平均気温(5か年平均)

# 第3節 人口動態

過去 10 年間(平成 26 年度~令和 5 年度)の人口及び世帯数は、表 2-1 に示す とおりです。近年、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向を示しています。

表 2-1 人口及び世帯数

	/	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口	人	81,668	81,404	80,946	80,622	80,483	80,367	79,762	79,398	78,875	78,199
世帯数	世帯	30,158	30,299	31,542	30,646	30,908	31,198	31,350	31,639	31,784	31,828

注)世帯数は日本人のみの世帯数を示しています。

資料:年齢別·階級別人口表(日本人·外国人)

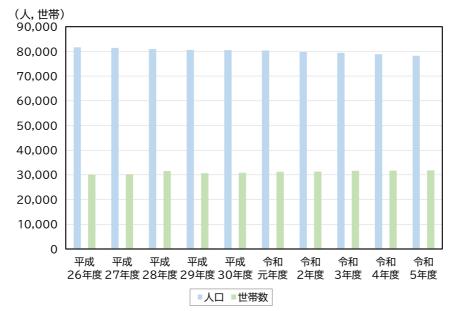
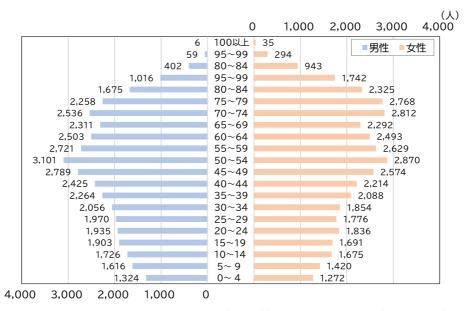


図 2-3 人口及び世帯数の推移

年齢別人口については、図 2-4 に示すとおりです。男女共に 50~54 歳が最も多くなっています。



資料:年齡別·階級別人口表(日本人·外国人) 図 2-4 年齡別·階級別人口[令和5年]

### 第4節 産業の動向

産業別従業者数は、表 2-2 に示すとおりです。最も多いのが製造業で 10,158 人 (30.8%)、次いで卸売業・小売業の 6,196 人 (18.8%)、宿泊業・飲食サービス業の 3,591 人 (10.9%) となっています。

表 2-2 産業別従業者数 [令和3年]

	従業者数 (人)
農林漁業	155
鉱業·採石業·砂利採取業	1
建設業	1,678
製造業	10,158
電気・ガス・熱供給・水道業	3
情報通信業	128
運輸業·郵便業	986
卸売業・小売業	6,196
金融業·保険業	673
不動産業·物品賃貸業	570
学術研究・専門・技術サービス業	587
宿泊業・飲食サービス業	3,591
生活関連サービス業・娯楽業	1,577
教育·学習支援業	749
医療·福祉	3,001
複合サービス事業	816
サービス業	2,089
計	32,958

資料:経済センサス-活動調査

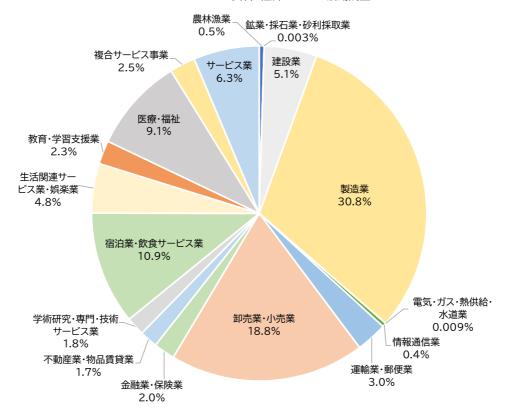


図 2-5 産業別従業者数の割合 [令和3年]

# 第5節 その他

#### 第1項 土地利用

地目別土地利用面積は、表 2-3 に示すとおりです。比率は図 2-6 に示しており、森林が約 30%を占め、次いで宅地が約 22%、農用地が約 15%となっています。

表 2-3 地目別土地利用面積 [令和4年]

(単位:ha)

							( 1 = 1107)			
	総面積	宅	地		農用地			森林		その他
	祁山傾	住宅地用	その他	田	畑	採草放牧地	人工林	天然林	その他	てりが
面積	5,696	727	550	37	794	_	950	761	12	1,865

資料:「蒲郡の統計」令和6年5月9日更新

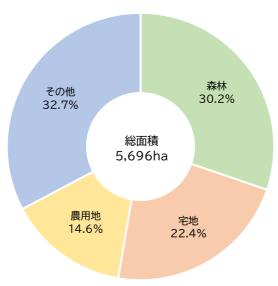


図 2-6 地目別土地利用面積の割合 [令和4年]

#### 第2項 交通

本市は三河大塚、三河三谷、蒲郡、三河塩津の4つの JR 駅があります。特に 蒲郡駅は新快速、特別快速、快速、普通が停車する駅として、通勤・通学に活 用されています。

また、広域的な幹線道路では、平成 26 年 3 月 23 日に国道 23 号蒲郡バイパス の蒲郡 IC から幸田芦谷 IC 間延長 5.9km が供用開始され、名古屋、刈谷、安城までの車移動がより簡易的になりました。

# 第3章 ごみ処理の現状

# 第1節 ごみ処理行政の沿革

過去 30 年程度のごみ処理行政の主な沿革は、表 3-1(1) 及び表 3-1(2) に示すとおりです。

表 3-1(1) ごみ処理行政の主な沿革

年月	沿  革			
平成 3年 4月	資源回収団体育成奨励金交付事業を開始			
平成 5年 6月	資源ごみの分別回収事業を開始			
亚出 0年 4日	蒲郡市クリーンセンター稼働			
平成 9年 4月	家庭の生ごみ堆肥化容器(コンポスト)の補助金制度を開始			
平成 9年 7月	ペットボトルの回収を開始			
平成 11 年 1月	ごみ袋の透明化(半透明袋)を開始			
平成 11 年 5月	家庭の生ごみ処理機(電動・手動)及びボカシ密封発酵容器の補助金制度 を開始			
平成 11 年 7月	不燃ごみステーションを全て廃止し、資源ごみと同時に収集			
	蒲郡市リサイクルプラザ、蒲郡市一般廃棄物最終処分場稼働			
平成 12 年 4月	粗大ごみステーションを全て廃止し、直接クリーンセンター等に持ち込む 拠点収集及び戸別収集方式を開始			
平成 12 年 7月	ユトリーナ蒲郡(余熱利用施設)稼働			
平成12年10月	破砕ごみ(30 cm以内の複合素材・硬いプラスチック)を資源ごみと同時に 収集			
平成 15 年 4月	びんのかごを白色一色にし、茶色かご(金属製品類)、緑色かご(紙パック) の区分を新設			
平成15年11月	家電リサイクル法に基づくリサイクル体制が確立したため、家電4品目の取り扱いを中止			
平成 17 年 4月	2箇所の拠点ステーションのうち、府相粗大ごみステーションを廃止し、クリーンセンター1箇所に変更			
平成 18 年 4月	可燃ごみの収集業務を全て民間業者に委託			
平成 18 年 4月	粗大ごみのシール方式の戸別収集を開始			
平成19年10月	プラスチック製容器包装の収集(大塚地区、三谷地区の一部)			
平成 20 年 1月	資源ごみ朝出し事業の取り組み(第2・第4木曜日地区)			
亚世 20 年 10 日	資源ごみ朝出し事業の取り組み(第2・第4の火・水曜日地区)			
平成20年10月	プラスチック製容器包装の収集(西浦地区、形原地区・塩津地区の一部)			
平成 21 年 3月	蒲郡市一色不燃物最終処分場の埋め立て終了			

# 表 3-1(2) ごみ処理行政の主な沿革

年月	沿  革
	可燃ごみ袋を黄色の指定袋制に変更
平成 21 年 4月	協力店舗によるレジ袋の有料化を開始
	粗大ごみの戸別収集と犬・猫等の死骸収集を民間業者に委託
平成 21 年 7月	全市で資源ごみ朝出し事業の取り組み
	可燃ごみ袋の指定袋制の完全実施
平成 21 年 10 月	クリーンセンター日曜資源受付の開始
17721 11073	プラスチック製容器包装の収集(形原地区・塩津地区・蒲郡東西北部の一部)
平成 22 年 3月	汚泥供給設備の竣工(下水汚泥・し尿汚泥の混焼開始)
平成22年10月	府相日曜資源拠点の開設
平成22年11月	プラスチック製容器包装の全市収集
┃ ┃ 平成 25 年 4月	資源ステーションからの資源ごみ持ち去り行為の禁止
十成 23 年 4万	ステーション早朝パトロールの開始
平成 26 年 4月	ピックアップ方式による小型家電リサイクル事業を開始
平成 26 年 8月	リサイクルバザールの開催開始
平成26年10月	市内5箇所で小型家電リサイクルのボックス収集
平成 27 年 4月	事業系ごみ(一般廃棄物)処理手数料、産業廃棄物処理手数料の改正(事業系ごみ 10 kg当たり 60 円から 80 円、産業廃棄物 10 kg当たり 80 円
	から 110 円に改正)
	羽毛布団をリサイクル会社へ引き渡し開始
平成 28 年 4月	事業系ごみ(一般廃棄物)処理手数料、産業廃棄物処理手数料の改正(事業系ごみ 10 kg当たり 80 円から 100 円、産業廃棄物 10 kg当たり 110
	円から 150 円に改正)
	ごみステーション環境美化出前講座を開始
平成30年12月	資源・ごみ分別アプリ「さんあ~る」の配信
令和 元年 11 月	廃油のボックス回収を開始
令和 3年 3月	ゼロカーボンシティを宣言
令和 3年 11月	サーキュラーシティを表明
令和 4年 5月	粗大ごみ等のメルカリショップス出品を開始
令和 5年 4月	ペットボトル水平リサイクルを開始

# 第2節 分別区分と処理フロー

# 第1項 分別区分

ごみの分別区分は、表 3-2 に示すとおりです。大きくは、燃やすごみ、不燃 ごみ、資源物、粗大ごみ(大型可燃ごみ含む)の4分別となっています。

表 3-2 ごみの分別区分 [令和6年度]

	分別区分	主なもの		
燃やすごみ		生ごみ、貝がら、かばん、靴・長ぐつ、歯ブラシ、プラスチックのみでできたもの(長さ 30cm 太さ5cm 以下)、CD、使い捨てライター 剪定枝・草・根(長さ 30cm 太さ5cm 以下)		
	こわすごみ	傘、髭剃機、懐中電灯、カメラ		
不燃ごみ	埋めるごみ	陶磁器、ガラス片、蛍光灯		
	使用済み乾電池	ボタン電池、乾電池		
	古着	上着、Tシャツ、下着		
	古紙	新聞、雑誌、チラシ、段ボール、紙パック		
	プラスチック製容器包装	<b>愛</b> マークがついているもの ボトル類、キャプ類		
資源物	ペットボトル	♪ マークがついているもの		
	びん	飲料用のびん(透明びん・緑色びん・茶色びん)		
	金属	なべ、やかん、フライパン、お菓子の缶		
	かん	(変) <b>(</b> マークがついているもの 飲料缶、缶詰、スプレー缶		
<u>粗</u> 大ごみ				
大型可燃こ	ごみ	布団、カーペット、カーテン		

資料:令和6年度 家庭ごみの出し方・分け方

#### 第2項 処理フロー

ごみ処理フローは、図3-1に示すとおりです。

- ・燃やすごみは、「蒲郡市クリーンセンター」で焼却処理し、焼却灰は、「一般 廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。
- ・不燃ごみ、資源物及び粗大ごみは、「蒲郡市リサイクルプラザ」で破砕選別等 を行い、資源物は、再生資源化業者等で資源化し、埋めるごみや破砕残渣は、 「一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。
- ・府相日曜資源拠点では、日曜日に資源物の拠点回収を行っています。
- ・剪定枝木については、一色不燃物最終処分場の草木破砕機で破砕処理し、一 部を農地に還元しています。

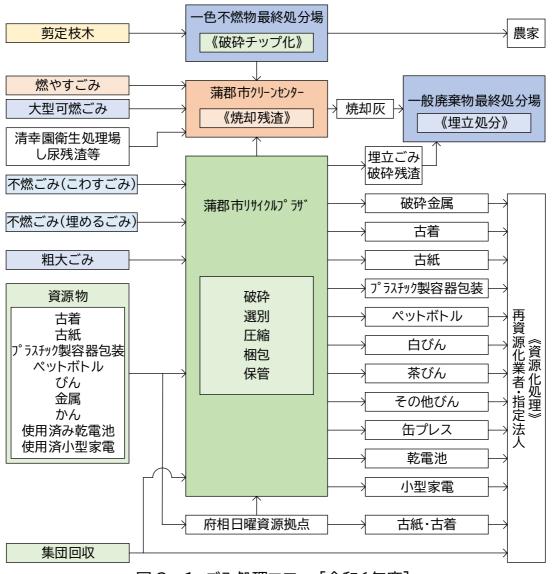


図 3-1 ごみ処理フロー [令和6年度]

\*燃やすごみは、以下「可燃ごみ」といいます。

# 第3節 ごみ処理体制

#### 第1項 収集運搬の状況

### (1) 収集運搬体制

収集運搬体制は、表3-3に示すとおりです。

表 3-3 収集運搬体制

	分別区分	排出方法等	排出場所等	収集頻度	収集主体
燃や	すごみ(可燃ごみ)	指定袋[黄色]	燃やすごみステーション	週2回	委託
不燃	こわすごみ	カゴ[黄色]	- 答演7=_ション	日2回	禾託
ごみ	埋めるごみ	カゴ[赤]	資源ステーション	月2回	委託
	古着	透明な袋			
	古紙・紙パック	カゴ[緑]			
	プラスチック製容器包装	網[黄色]		月2回	
	ペットボトル	網[緑]	- 姿活ユニション		
資源物	びん	カゴ[白]	資源ステーション	プラ容器 週1回	委託
物	金属	カゴ[茶色]		2011	安山
	かん	カゴ[青]			
	使用済み乾電池	カゴ[オレンジ]			
	   使用済小型家電	  回収ボックス等	ボックス設置場所	随時	
		日払ハラノへ守	資源ステーション	月2回	
粗大(大	ごみ 型可燃ごみ)	戸別シール添付	戸別収集	随時	委託

# (2) 収集運搬量

収集運搬量は、表 3-4 に示すとおりです。どのごみも令和2年度に増加していますが、それ以降は減少傾向を示しています。

表 3-4 収集運搬量

(単位:t/年)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生	可燃ごみ	14,558	14,753	14,587	13,965	13,113
活	不燃ごみ	560	613	558	504	474
系	資源物	2,852	2,985	2,834	2,610	2,459
ごっ	粗大ごみ	60	68	49	29	27
み	計	18,030	18,419	18,028	17,108	16,073

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和5年度は速報値)

#### 第2項 中間処理の状況

## (1) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要は、表3-5に示すとおりです。

表 3-5 中間処理施設の概要

	焼却施設	資源化施設
名 称	蒲郡市クリーンセンター	蒲郡市リサイクルプラザ
所在地	蒲郡市	西浦町口田土1番地
敷地面積	26,869m <sup>2</sup>	約 7,100m²
処理能力	65t/24h×2炉	併用施設 :15t/日(不燃ごみ:7t/日、 粗大ごみ:8t/日)
処理方式	旋回流型流動床式焼却炉	資源化施設 :8t/日(缶・びん) ストックヤード:4t/日(ペットボトル、古紙、古 布、ダンボール)
竣工年月	平成9年3月	平成 12 年3月
基幹設備 改良工事	令和4年度~令和6年度	
処理対象 廃棄物	可燃ごみ	不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ
処理主体	委託	委託

#### (2) 中間処理量

中間処理量は、表 3-6 及び表 3-7 に示すとおりです。焼却施設の処理量は、減少傾向を示しています。リサイクルプラザの処理量は、令和 2 年度に一時増加していますが、それ以降は減少傾向を示しています。

表 3-6 焼却施設の処理量

(単位:t/年)

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	直接焼却	収集可燃ごみ	20,408	19,592	19,498	19,031	18,209
搬	巨技統和	直搬可燃ごみ	5,607	5,695	5,592	5,298	5,210
入 量	資源化施設 から	焼却処理量	955	1,570	1,533	1,295	1,316
		計	26,970	26,857	26,623	25,624	24,735
処理	里量		26,970	26,857	26,623	25,624	24,735
処理	資源化量	金属類	67	62	65	51	48
後	焼却残渣量		2,974	3,000	2,911	2,921	2,767

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和5年度は速報値)

表 3-7 リサイクルプラザの処理量

(単位:t/年)

							、 <u>早仏・t/ 牛)</u>
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		不燃ごみ	560	613	558	504	474
	収集	資源物	2,852	2,985	2,834	2,610	2,459
搬		粗大ごみ	60	68	49	50	48
入		不燃ごみ	53	64	64	45	51
量	直接搬入	資源物	899	1,294	1,262	1,358	939
		粗大ごみ	1,229	1,368	1,207	1,094	1,045
		計	5,653	6,392	5,974	5,661	5,016
処된	壨		5,653	6,392	5,974	5,661	5,016
		紙類	1,604	1,682	1,543	1,346	1,236
		紙パック	15	19	17	14	16
		金属類	599	647	555	516	480
		ガラス類	437	436	410	430	368
		ペットボトル	180	184	185	182	170
処理	資源化量	容器包装 プラスチック	314	327	323	338	305
後		布類	234	281	237	212	196
		肥料	803	660	674	824	423
		その他	213	260	203	230	216
		計	4,399	4,496	4,147	4,092	3,410
	焼却処理量		955	1,570	1,533	1,295	1,343
	処理残渣量		299	326	294	274	263

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和5年度は速報値)

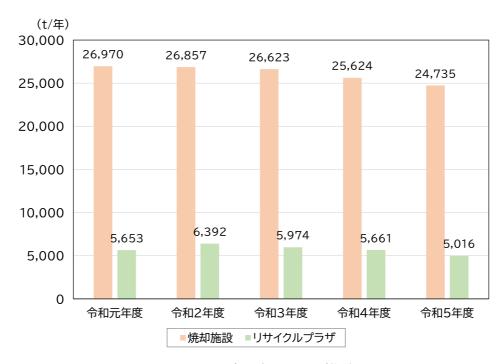


図3-2 中間処理量の推移

#### 第3項 最終処分の状況

## (1) 最終処分場の概要

最終処分場の概要は、表3-8に示すとおりです。

表 3-8 最終処分場の概要

名 称	蒲郡市一般廃棄物最終処分場
所在地	蒲郡市大塚町斧磨 57番地1
敷地面積	24,600m <sup>2</sup>
埋立面積	12,700m <sup>2</sup>
埋立容量	113,000m <sup>3</sup>
供用開始	平成 12 年4月
残余容量	22,697m3 (埋立終了年度:令和 10 年度)
埋立対象物	不燃ごみ、焼却残渣(飛灰)
処分主体	一部委託

注)残余容量は、令和5年度末時点の量を示しています。

# (2) 埋立量の状況

埋立量の状況は、表 3-9 に示すとおりです。灰固化物の埋立量は、令和 2 年度に一時増加していますが、それ以降は減少傾向を示しています。不燃物は、減少傾向を示しています。

表 3-9 埋立量の実績

(単位:t/年)

					<u>. 干 四・1/ 干/ </u>
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不燃物	847	835	734	720	702
灰固化物	2,524	2,556	2,471	2,476	2,329
覆土	1,656	1,638	540	954	720
計	5,027	5,029	3,745	4,150	3,751

注)覆土は、灰固化物等を3m(1.5m×2回)埋立てた後、0.5mの覆土(土 を被せる)工程を繰り返し行います。 資料:環境清掃課

#### 第4項 ごみ処理経費

ごみ処理経費は、表 3-10 に示すとおりです。ごみ処理経費(建設改良費除く)は図 3-3 に示すとおりであり、増加傾向を示しています。ごみ 1 t 当たり・住民 1 人当たりのごみ処理経費も増加傾向を示し、令和 5 年度にごみ 1 t 当たり約 4 万 5 千円、住民 1 人当たり約 1 万 6 千円となっています。

表 3-10 ごみ処理経費

							(単位:千円)
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
建詞	设改.	良費	0	0	0	390,060	1,082,400
	ΙĮ	事費	0	0	0	390,060	1,082,400
		中間処理施設	0	0	0	390,060	1,082,400
処理	里及河	び維持管理費	1,105,968	1,109,246	1,139,476	1,234,971	1,275,730
	人作	牛費	102,491	103,284	99,922	98,842	102,509
		一般職	18,943	18,672	24,926	25,474	25,166
		収集運搬	0	0	0	0	0
		中間処理	71,154	72,262	62,585	60,673	64,314
		最終処分	12,394	12,350	12,411	12,695	13,029
	処理	理費	442,209	409,414	392,230	498,501	453,374
		収集運搬費	4,557	6,015	5,269	5,830	6,808
		中間処理費	391,527	363,932	346,049	435,822	395,018
		最終処分費	46,125	39,467	40,912	56,849	51,548
	車	両等購入費	211	7,413	4,393	222	13,193
	委	<b>托費</b>	561,057	589,135	642,931	637,406	706,654
		収集運搬費	234,301	253,961	249,696	254,796	260,458
		中間処理費	316,456	321,933	378,794	354,045	365,593
		最終処分費	10,300	13,241	14,441	28,565	80,603
		その他	0	0	0	0	0
	組合	合分担金	0	0	0	0	0
	調	查研究費	0	0	0	0	0
₹0	か他		0	0	0	0	0
		総計	1,105,968	1,109,246	1,139,476	1,625,031	2,358,130
	/a-h =	総計	1.105.968	1.109.246	1.139.476	1.234.971	1.275.730



注)住民1人当たりの処理経費の人口は、表 4-1 に示す人口で算出しています。 図 3-3 ごみ処理経費の推移

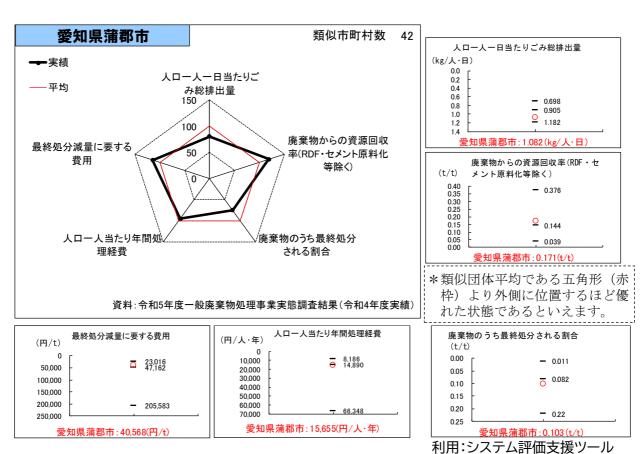
- 18 -

# 第4節 ごみ処理システムの評価

本市の廃棄物処理状況のレベルを把握するために、類似都市との比較を行います。「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成19年6月[平成25年4月改訂]環境省)の考え方に基づき、本市のごみ処理状況について全国の類似団体との比較を行います。比較結果は、図3-4に示すとおりです。

「廃棄物からの資源回収率」及び「最終処分減量に要する費用\*」は類似都市平均より優れていますが、「人口一人一日当たりごみ総排出量」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は劣っています。

※最終処分減量に要する費用とは、最終処分までに処分量を減量するための処理に要した費用(収集運搬、中間処理に要した費用)を意味します。



注)人口は、一般廃棄物処理事業実態調査結果(78,875人)を用いて算出しています。

図3-4 全国類似団体との比較(令和4年度実績)

# 第5節 ごみの排出抑制・資源化施策の取り組み状況

#### 第1項 行政における方策(取り組み)の進捗状況

行政が行うごみの排出抑制や資源化に向け取り組むべき施策の進捗状況を以下に示します。

### 【進捗状況】

 A 計画どおり進行している
 B おおむね計画どおり進行している

 C 計画より進行が遅れている
 D 見直しが必要である

#### 行政における方策

1 積極的な啓発、教育活動の展開	
(主な推進のための取り組み) ① 広報がまごおり及び市ホームページ等による情報提供 ② クリーンセンター施設見学・3R促進ポスターコンクールの実施 ③ ごみ出しマナー教室(出前講座)の開催・530運動等の実践 ④ 地域可燃ごみ・資源ステーション運営の支援・クリーンサポーター制度の実施 ⑤ 資源・ごみ分別アプリ「さんあ~る」の普及促進【新規】 ⑥ 地域で行われる会議や行事等に出向き・周知啓発の実施【新規】 ⑦ 事業所への戸別訪問によるごみ搬出方法の指導【新規】	A
(主な推進のための取り組み) ① ピックアップ方式による小型家電リサイクル事業の実施 ② 小型家電ボックス回収の実施	В
3 多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底 (主な推進のための取り組み) ① 事業系ごみ処理手数料及び産業廃棄物処理手数料の改正 ② 事業系ごみ搬入時の展開検査の実施	В
4 グリーン購入の推進	
(主な推進のための取り組み) 蒲郡市役所における環境保全のための行動指針による再生品等の 優先使用	В
5 ごみ処理の有料化の実施	
(主な推進のための取り組み) ① 市民を対象とした負担額等に関する調査の実施 ② 家庭系ごみの有料化も含めたごみの減量化・資源化の取り組みの周知 ③ 周辺市町村の動向や不法投棄対策等課題の把握	В
6 草木類、し尿・下水汚泥などの有機性廃棄物の資源化	
<ul><li>(主な推進のための取り組み)</li><li>① 草木類の一部チップ化</li><li>② 下水汚泥の一部堆肥化</li></ul>	С
7 食品ロス削減の推進【新規】	
(主な推進のための取り組み) ① 食品ロスダイアリー・生ごみ 3 キリ運動の推進 ② 学校・保育園等給食における食品ロス・生ごみ削減の推進	D

#### 第2項 市民におけるごみ減量の意識及び取り組み状況

ごみ減量に関するアンケートを実施しています。アンケート調査では、「家庭から出るごみの量」、「減量化・資源化の取り組み状況」、「ごみ処理の有料化」に関して意識調査を行っています。

#### (1) 調査概要

○ 実施期間:令和3年7月~令和5年10月

○ 調査対象:蒲郡市ごみ減量地域説明会参加者600人

○ 調査方法:地域説明会にて市職員の説明後にアンケート用紙を配布・回収

○ 回収数 :512人

#### (2) 調査結果

問1. 家庭から出るごみの量は多いと感じますか?

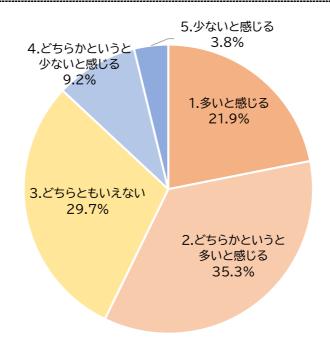
1. 多いと感じる

2. どちらかというと多いと感じる

3. どちらともいえない

4. どちらかというと少ないと感じる

5. 少ないと感じる



家庭から出るごみの量は、「多いと感じる」(「どちらかというと多いと感じる」を含む)は57.2%、「少ないと感じる」(「どちらかというと少ないと感じる」を含む)は13.0%となっています。

問2. どのようなごみが多いと感じますか?

1. プラスチック製容器包装

3. ペットボトル

5. びん

7. 小型家電

9. 新聞、ちらし、雑誌

11. 細かな雑がみ

13. 草木

2. プラスチック製品(容器包装以外)

4. 空き缶

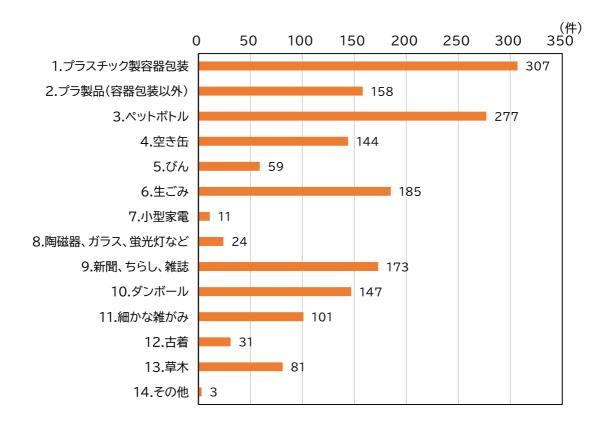
6. 生ごみ

8. 陶磁器、ガラス、蛍光灯など

10. ダンボール

12. 古着

14. その他(



多いと感じるごみは、「1. プラスチック製容器包装」との意見が最も多く、「3. ペットボトル」、「6. 生ごみ」、「9. 新聞、ちらし、雑誌」の順になっています。

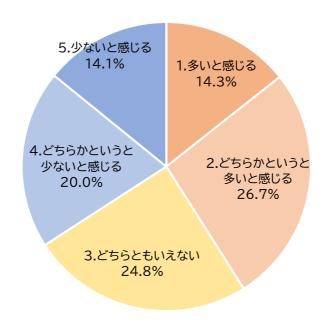
- 問3. 国民一人当たりお茶碗約1杯分(約140g)の食品ロス(まだ食べられるのに廃棄される食品)が家庭から毎日捨てられていると言われます。ご家庭の食品ロスの状況をどのように感じますか?
  - 1. 多いと感じる

2. どちらかというと多いと感じる

3. どちらともいえない

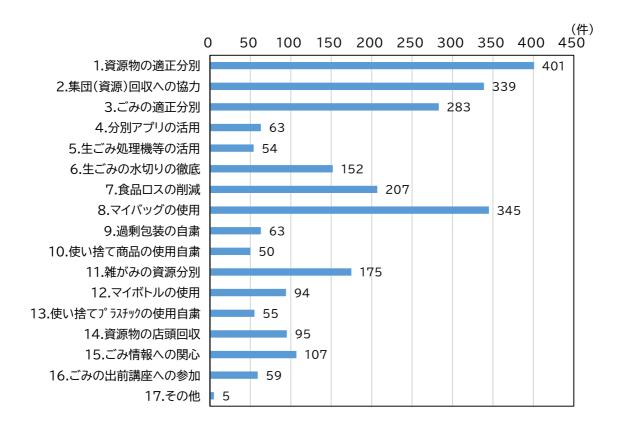
4. どちらかというと少ないと感じる

5. 少ないと感じる



家庭の食品ロスの排出状況は、「多いと感じる」(「どちらかというと多いと 感じる」を含む)は 41.0%、「少ないと感じる」(「どちらかというと少ないと 感じる」を含む)は 34.1%となっています。

- 問4. ごみの減量やリサイクルのため、ご家庭ではどのような取り組みを行っていますか?
  - 1. 資源物を正しく分別している
  - 2. 集団(資源)回収に協力している
  - 3. ごみ出し便利帳や資源物収集カレンダーにより正しいごみ出しを行っている
  - 4. 資源・ごみ分別アプリ(さんあ~る)を活用している
  - 5. 生ごみ処理機等を活用し堆肥化を行っている
  - 6. 生ごみを捨てる際は水切りを徹底している
  - 7. 食品を粗末にしないよう適量を購入し、使い切り、残さないようにしている
  - 8. マイバッグを使用し、レジ袋を使用しない
  - 9. 過剰包装を断り、ごみの発生を抑制している
  - 10. 使い捨て商品の使用を控え、再生品を購入している
  - 11. 空き箱や封筒など細かな雑がみを資源物に分別している
  - 12. マイボトルを使用し、ペットボトルを控えている
  - 13. プラスチック製品(食品容器、ストロー)の使用を控えている
  - 14. 資源物の店頭回収を利用している
  - 15. 広報がまごおり等ごみに関する情報に関心をもっている
  - 16. 市が開催するごみ出しマナー教室(出前講座)に参加している
  - 17. その他(

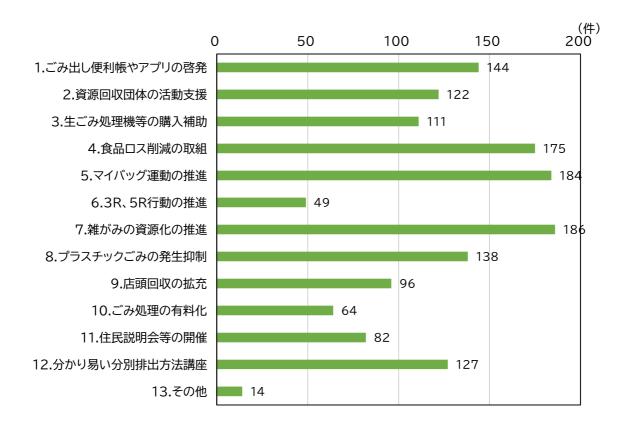


ごみの減量・リサイクルの取り組み状況は、「1」~「3」のごみや資源物の分別 徹底や「8」マイバックの使用は高い件数を示しています。

問5. ごみの減量やリサイクルのためには、どのような取り組みが必要であると お考えですか?

- 1. ごみ出し便利帳やアプリでの啓発 2. 資源回収団体の活動支援
- 3. 生ごみ処理機等の購入補助 4. 食品ロス削減の取り組み
- 5. マイバッグ運動の推進
- 6.3R、5R行動の推進
- 7. 雑がみの資源化の推進
- 8. プラスチックごみの発生抑制
- 9. 店頭回収の拡充
- 10. ごみ処理の有料化
- 11. 住民説明会等の開催
- 12. わかりやすい分別やごみ出し方法の講座

13. その他(



これからの必要な取り組みは、「7. 雑がみの資源化の推進」、「5. マイバッグ運動の推進」、「4. 食品ロス削減の取り組み」、「1. ごみ出し便利帳やアプリでの啓発」などが高い件数を示しています。

問6. ごみ処理の有料化を実施することについて、どのようにお考えですか?

1. 必要である

- 2. どちらかというと必要である
- 3. どちらともいえない
- 4. どちらかというと必要でない

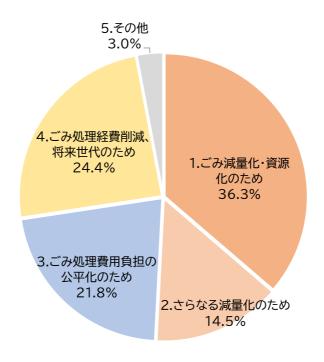
5. 必要でない



ごみ処理の有料化の実施に関しては、「必要である」(「どちらかというと必要である」を含む)は 35.0%、「必要でない」(「どちらかというと必要でない」を含む)は 28.5%となっていますが、「どちらともいえない」が 36.5%と最も多くなっています。

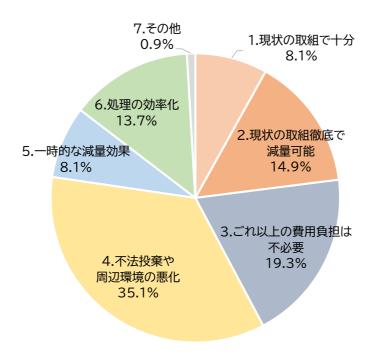
問7. (問6で「1. 必要である」又は「2. どちらかというと必要である」と 回答の方) ごみ処理の有料化が必要と感じる理由を教えてください。

- 1. ごみの減量・リサイクルに効果があると考えるため
- 2. 現在実施している取り組みだけではごみの減量が進まないと考えるため
- 3. ごみの量に応じた費用負担によって公平性が図られると考えるため
- 4. ごみ処理経費の削減や将来世代への負担を軽減できると考えるため
- 5. その他



「必要である」(「どちらかというと必要である」を含む)と回答した方で、ごみ処理の有料化が必要と感じる理由で、「1. ごみの減量・リサイクルに効果があると考えるため」が36.3%と最も多く、次いで「4. ごみ処理経費の削減や将来世代への負担を軽減できると考えるため」が24.4%となっています。

- 問8. (問6で「4. どちらかというと必要でない」又は「5. 必要でない」と 回答の方) ごみ処理の有料化が必要でないと感じる理由を教えてください。
  - 1. 本市のごみの減量・リサイクルは進んでいると考えるため
  - 2. 現在実施している取り組みが徹底されれば減量が進むと考えるため
  - 3. これ以上の費用負担を求めるべきではないと考えるため
  - 4. 不法投棄や違反ごみが増え、周辺環境が悪化すると考えるため
  - 5. 一時的な減量効果となり、リバウンドがあると考えるため
  - 6. ごみ処理経費の内容が不明確であり、まずは処理の効率化によって経費を 削減すべきであると考えるため
  - 7. その他



「必要でない」(「どちらかというと必要でない」を含む)と回答した方で、ごみ処理の有料化が必要でないと感じる理由で、「4. 不法投棄や違反ごみが増え、周辺環境が悪化すると考えるため」が35.1%と最も多く、次いで「3. これ以上の費用負担を求めるべきではないと考えるため」が19.3%となっています。

# 第4章 ごみ排出量等の現状と計画目標

# 第1節 ごみ排出量の現状

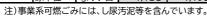
#### 第1項 ごみ排出量の実績

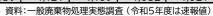
過去 10 年間 (平成 26 年度~令和 5 年度) のごみ排出量の実績は、表 4-1 に示すとおりです。生活系ごみ、事業系ごみともに、増減を繰り返しながらも近年は減少傾向を示しています。 1人1日平均排出量(原単位)は、平成 30 年度まではほぼ横ばい、それ以降は減少傾向を示しています。

令和 5 年度には総排出量 29,404 t/年、原単位 1,027 g/人・日となっています。 全国 880 g/人・日 [令和 4 年度]や愛知県 864 g/人・日 [令和 4 年度]に比べ、高い値を示しています。

				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人		人	81,668	81,404	80,946	80,622	80,483	80,367	79,762	79,398	78,875	78,199
	家	可燃ごみ	t/年	15,223	15,603	14,998	15,343	15,162	15,190	15,496	15,228	14,486	13,632
生	庭系	不燃ごみ	t/年	620	607	578	589	608	611	677	622	549	525
活	ボーデ	粗大ごみ	t/年	1,073	1,019	1,013	961	1,095	1,216	1,371	1,190	1,083	1,026
系	み	計	t/年	16,916	17,229	16,589	16,893	16,865	17,017	17,544	17,040	16,118	15,183
ご	資源	原物	t/年	4,397	4,156	3,712	3,695	3,599	3,456	3,771	3,560	3,286	3,068
み	集	団回収	t/年	1,795	1,910	1,674	1,771	1,784	1,654	977	988	1,108	905
	計		t/年	23,108	23,295	21,975	22,359	22,248	22,127	22,292	21,588	20,512	19,156
事	可炒	然ごみ	t/年	12,129	12,023	11,818	11,829	11,588	10,825	9,791	9,862	9,843	9,787
業	不炸	然ごみ	t/年	59	120	113	83	78	100	65	0	0	0
系	資	原物	t/年	0	0	425	372	509	367	601	619	746	394
ご	粗	大ごみ	t/年	122	84	75	54	59	73	65	66	61	67
み		計	t/年	12,310	12,227	12,431	12,338	12,234	11,365	10,522	10,547	10,650	10,248
	総	計	t/年	35,418	35,522	34,406	34,697	34,482	33,492	32,814	32,135	31,162	29,404
		原単位	g/人·日	1,188	1,192	1,165	1,179	1,174	1,139	1,127	1,109	1,082	1,027

表 4-1 ごみ排出量の実績





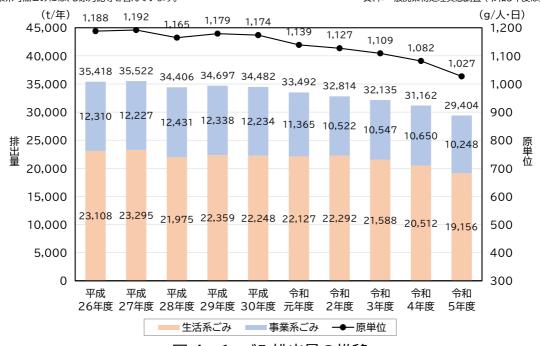


図 4-1 ごみ排出量の推移

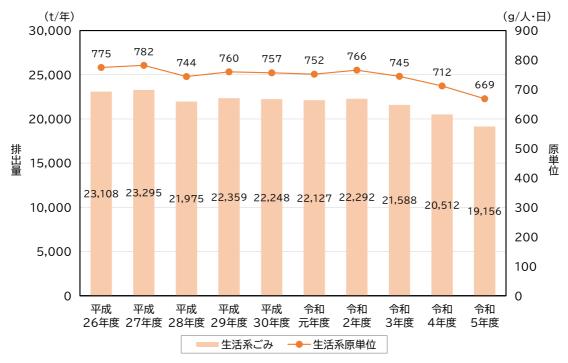


図 4-2 生活系ごみ排出量の推移



図 4-3 事業系ごみ排出量の推移

#### 第2項 家庭系ごみ排出量の実績

過去10年間の家庭系ごみ排出量の実績は、表4-2に示すとおりです。

令和元年度(前計画策定年度)以降の傾向をみると、可燃ごみ、不燃ごみ、 粗大ごみともに令和2年度に増加したものの、それ以降は減少傾向を示しています。令和2年度に一時増加した要因のひとつに、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症拡大による在宅時間の増加、テイクアウトや宅配の利用の増加などが考えられます。

表 4-2 家庭系ごみ排出量の実績

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家	可燃ごみ	t/年	15,223	15,603	14,998	15,343	15,162	15,190	15,496	15,228	14,486	13,632
庭	不燃ごみ	t/年	620	607	578	589	608	611	677	622	549	525
系	粗大ごみ	t/年	1,073	1,019	1,013	961	1,095	1,216	1,371	1,190	1,083	1,026
ご	計	t/年	16,916	17,229	16,589	16,893	16,865	17,017	17,544	17,040	16,118	15,183
み	原単位	g/人·日	567	578	561	574	574	579	603	588	560	530

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和5年度は速報値)

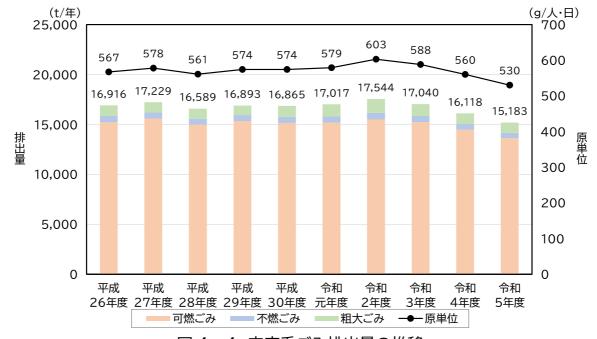


図 4-4 家庭系ごみ排出量の推移

#### 第3項 ごみの性状

可燃ごみの組成分析(湿ベース)は、表 4-3 に示すとおりです。紙類が令和 3 年度、4 年度に低い値を示していましたが、令和 5 年度に令和 2 年度とほぼ同等の値を示しています。木・竹・藁類が令和 3 年度、4 年度に高い値を示していましたが、令和 5 年度に令和 2 年度とほぼ同等の値を示しています。

表 4-3 可燃ごみの組成分析(湿ベース)

(単位:%)

										<u> </u>
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙類	38.3	35.1	36.8	34.7	34.5	29.9	37.2	27.3	26.6	36.7
繊維·布類	5.3	4.7	4.4	4.9	5.9	7.6	5.7	12.0	8.0	6.3
ビニール・ 合成樹脂類	16.1	22.4	21.2	18.0	21.2	18.4	20.8	19.8	17.9	23.3
ゴム・皮革類	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.6	0.0
木·竹·藁類	15.8	14.6	11.8	20.8	19.5	14.8	16.4	22.5	25.0	15.4
厨芥類	24.5	22.6	24.4	21.7	18.8	28.1	20.0	18.4	21.9	18.4
不燃物類	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.4	0.0	0.0	0.1	0.0
その他	0.0	0.6	0.9	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注)端数処理の関係により、収支が合わない場合があります。

資料:蒲郡市クリーンセンター

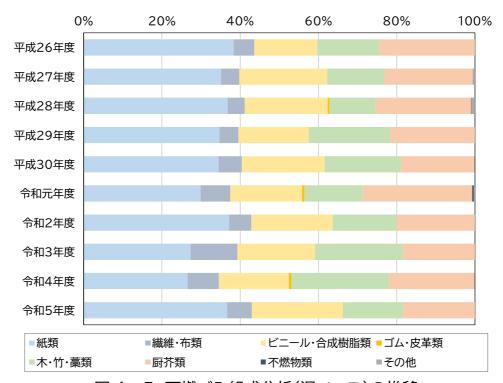


図 4-5 可燃ごみ組成分析(湿ベース)の推移

# 第2節 資源化の現状

#### 第1項 資源化の実績

### (1) 資源化量及びリサイクル率

資源化量等は、表 4-4 に示すとおりです。総資源化量は、令和4年度に一時増加していますが、総体的に減少傾向を示しています。

表 4-4 資源化量及びリサイクル率の実績

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
直接資源化量	紙類、布類	t/年	72	93	83	64	63
資源化施設の 資源化量	紙類、金属類、ガラス類、肥料等	t/年	4,399	4,496	4,147	4,092	3,410
焼却施設の 資源化量	金属類	t/年	67	62	65	51	48
集団回収量		t/年	1,654	977	988	1,108	905
総計 t/年			6,192	5,628	5,283	5,315	4,426
リサー	イクル率	_	18.5%	17.2%	16.4%	17.1%	15.1%

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和5年度は速報値)

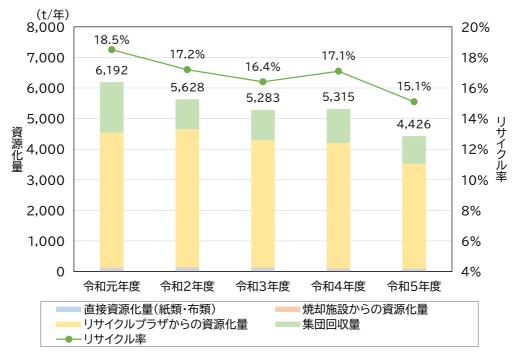


図 4-6 資源化量及びリサイクル率

## (2) 資源化量の内訳

資源化量の内訳は、表 4-5 に示すとおりです。資源化施設の資源化量の 35%前後を紙類が占めていますが、紙類の減少とともに総資源化量は減少傾向 を示しています。

表 4-5 資源化量の内訳

(単位:t/年)

						(千世·1/ <del>十</del> /
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	紙類	60	73	66	52	51
直接資源化量	布類	12	20	17	12	12
	計	72	93	83	64	63
	紙類	1,604	1,682	1,543	1,346	1,236
	紙パック	15	19	17	14	16
	金属類	599	647	555	516	480
	ガラス類	437	436	410	430	368
資源化施設の	ペットボトル	180	184	185	182	170
資源化量	容器包装 プラスチック	314	327	323	338	305
	布類	234	281	237	212	196
	肥料	803	660	674	824	423
	その他	213	260	203	230	216
	計	4,399	4,496	4,147	4,092	3,410
総	計	4,471	4,589	4,230	4,156	3,473

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和5年度は速報値)

## 第2項 集団回収量

集団回収量は、表 4-6 に示すとおりです。令和2年度に大きく減少しているのは、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による集団回収登録団体(PTA等)の活動自粛により減少したものと考えられます。令和2年度以降は、令和元年度以前に比べて大きく減少しています。

表 4-6 集団回収の実績

(単位:t/年)

_						( <u> </u>
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	紙類	1,545	913	921	1,031	838
集	紙パック	14	7	7	8	6
団	金属類	28	28	21	22	22
回	ペットボトル	11	10	14	16	17
収	布類	56	19	25	31	22
	計	1,654	977	988	1,108	905

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和5年度は速報値)

# 第3節 最終処分量の実績

最終処分量は、表 4-7 に示すとおりであり、令和2年度に一時増加していますが、それ以降は減少傾向を示しています。

表 4-7 最終処分量の実績

(単位:t/年)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
直接最終処分量	直搬不燃ごみ	98	65	0	0	0
焼却残渣量		2,974	3,000	2,911	2,921	2,767
処理残渣量		299	326	294	274	263
	計	3,371	3,391	3,205	3,195	3,030

資料:一般廃棄物処理実態調査(令和5年度は速報値)

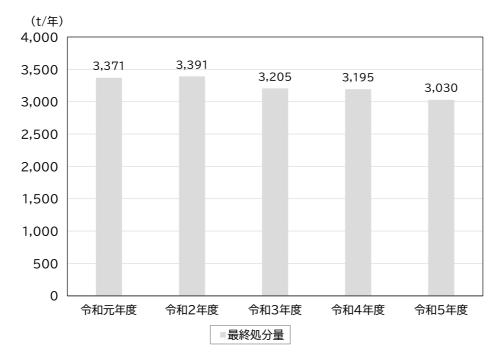


図 4-7 最終処分量の推移

## 第4節 排出目標の達成状況

#### 第1項 本計画の目標値

本市では、これまでにごみの排出抑制や資源化を推進し、第1節から第3節に示すごみ排出量、資源化量及び最終処分量のとおり推移してきました。引き続き、ごみの減量化や資源化に向けて、市民・事業者・行政の三者が協力して取り組み、令和10年度までに、表4-8に示す目標の達成を目指しています。

表 4-8 本市におけるごみ減量化・資源化等の目標

1	1人1日当たり生活系ごみ排出量 667g
2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 500g
3	し尿等除く1人1日当たり事業系ごみ排出量 250g
4	リサイクル率 25%
5	最終処分量 2,579トン

## 第2項 目標値等との比較

令和5年度のごみ排出量等の実績値と目標値等との比較を、表 4-9 に示します。ごみ排出量は、すべての目標区分で予測値(前改訂時に推計した予測値)を下まわり、計画目標の達成に向けて減量が進んできましたが、リサイクル率は、目標値と約10ポイントの乖離があります。

表 4-9 目標値等との比較

	予測値	実績	目標値	目標値と実績値	
	令和5年度 (2023年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	との乖離	
1人1日当たり 生活系ごみ排出量	730g	669g	667g	2gの削減が 必要	
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	553g	530g	500g	30gの削減が 必要	
し尿等除く 1人1日当たり 事業系ごみ排出量	329g	265g	250g	15gの削減が 必要	
リサイクル率	17.9%	15.1%	25%	9.9ポイントの 増加が必要	
最終処分量	3,447トン	3,030١٧	2,579トン	451トンの削減が 必要	

注)予測値は、令和2年3月改訂時に推計した予測値です。

## 第3項 国・県及び類似団体との比較

本市のごみ排出量等と国及び愛知県の平均値との比較を、表 4-10 に示します。 また、類似団体との比較を、表 4-11 に示します。なお、比較結果は、令和 4年 度一般廃棄物処理事業実態調査の最新公表値を用いて比較しています。

- ・「1人1日当たりのごみ排出量」と「1人1日当たりの事業系ごみ排出量」は、 国・県、類似団体より多くなっています。
- ・「1人1日当たりの生活系ごみ排出量」は、国・県、類似団体より多くなっていますが、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」は、おおむね類似団体の平均値となっています。
- ・「リサイクル率」は、国・県より低いですが、類似団体より高くなっています。

表 4-10 国及び愛知県の実績値との比較(令和4年度)

		国	愛知県	蒲郡市
1人1日当たりの ごみ排出量	g/人·日	880	864	1,082
1人1日当たりの 生活系ごみ排出量	g/人·日	620	624	712
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	g/人·日	496	501	560
1人1日当たりの 事業系ごみ排出量	g/人·日	260	240	370
再生利用率	%	19.6	22.2	17.1

注)再生利用率には、固形燃料、焼却灰のセメント原料化等を除いています。

表 4-11 類似団体との比較(令和4年度)

	1人1日当たり ごみ排出量	1人1日当たり 生活系ごみ 排出量	1人1日当たり 事業系ごみ 排出量	1人1日当たり 家庭系ごみ 排出量	リサイクル率
蒲郡市	1,082g	674g	370g	560g	17.1%
類似団体(平均)	905g	632g	251g	552g	14.4%
類似団体(最大)	1,182g	890g	457g	840g	37.6%
類似団体(最小)	698g	476g	108g	441g	3.9%

注)リサイクルには、固形燃料、焼却灰のセメント原料化等を除いています。

# 第5章 課題の抽出

# 第1節 ごみの排出抑制・資源化における課題

### 【現状及び課題】

- ○1人1日平均排出量(原単位) は減少傾向を示していますが (p. 28, 図 4-1 参照)、類似団体(平均)と比べると、わずかに多くなっています (p. 19, 表 4-3 参照)。
- ○「可燃ごみ」の組成分析(令和5年度:湿ベース)で、紙類は36.7%、ビニール・合成樹脂類は23.3%となっています(p.31,表4-3参照)。その中には分別すれば資源として再資源化できる「紙類」や「プラスチック製容器包装」の資源物が含まれていると見込まれます。また、厨芥類の比率は減少傾向を示していますが、令和5年度に18.4%となっています。
- ○令和4年度のリサイクル率は 17.1%です (p. 32, 表 4-4 参照)。類似団体(平均)14.4%[令和4年度] (p. 19, 表 4-4 参照) と比較すると、高い値を示していますが、全国 19.6%[令和4年度]、愛知県 22.2%[令和4年度] (p. 19, 表 4-4 参照) よりは低い値となっています。
- ○令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、現在分別収集しているプラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品の分別収集、再商品化に取り組む必要があります。

# 【課題解決のための検討項目】

- ・更なるごみの排出抑制や資源化するためには、市民や事業者の協力が必要であり、ごみの中には、資源化可能なものや、食品ロスなどが多く含まれており、ごみの排出抑制・資源化の必要性を高めるよう更なる普及・啓発に努めていきます。
- ・資源ごみ回収量の増大のため、排出段階で分別区分数を多くする取り組み、 集団回収や常設の回収拠点等による排出機会を増加させる取り組みの検討を 行っていきます。

## 第2節 収集運搬における課題

### 【現状及び課題】

- 〇人口は減少していますが、世帯数が増加しています (p.7, 表 2-1 参照)。
- ○今後高齢化が進み、ごみ出しが困難な高齢者世帯が増加することが予測されます。

## 【課題解決のための検討項目】

- ・ごみ集積所の設置数等、収集サービスが低下しないよう、収集運搬体制の維持に努めていきます。
- ・ごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難な世帯に、収集運搬に関する支援 等の検討を行っていきます。

# 第3節 中間処理における課題

## 【現状及び課題】

- ○クリーンセンター(焼却施設)は、基幹的設備改良工事を令和4年度~6年度 に実施しており、10年程度の延命化を図っています。
- ○リサイクルプラザについては、稼働後24年(稼働開始:平成12年4月)が経過しており、内部の資源化設備については老朽化が進んでおり、計画的にメンテナンスを行っています。

# (課題解決のための検討項目)

- ・焼却施設は、広域処理施設が新設されるまでは、クリーンセンターでの適正 処理に努めていきます。
- ・リサイクルプラザは安定的な処理を確保するため、延命化工事を含めた将来 の処理体制について検討を行っていきます。

# 第4節 最終処分における課題

## 【現状及び課題】

○一般廃棄物最終処分場の埋立終了予定は、令和 10 年度(本計画目標年度)末 を見込んでいます(p.17,表3-8参照)。

# 【課題解決のための検討項目】

・持続可能な最終処分体制を確保するとともに、将来にわたって、最終処分場 延命化のため、最終処分量の削減に努めていきます。

# 第5節 その他の課題

### 【現状及び課題】

○ごみ排出量は減少していますが、ごみ処理経費(建設改良費除く)は、年々増加傾向を示しています(p. 18,表 3-10 参照)。

## 【課題解決のための検討項目】

- ・適正なごみ処理による設備使用の延命化に努めるとともに、ごみ処理施設の 整備にあたっては、収集運搬から中間処理、最終処分に至るまで経済性の高 い整備方法を検討します。
- ・ごみ処理経費の軽減とともに、エネルギー利用や温室効果ガス及びダイオキ シン類の発生抑制等、環境負荷の軽減について検討を行っていきます。

# 第6章 ごみ排出量等の将来の見通しと目標達成の削減量

## 第1節 ごみ排出量の将来予測値及び削減必要量

本節では、新たな施策等を行わず、現状施策のままのごみ排出量の見込みを予測し、当該予測値と計画目標値との乖離を確認したうえで取り組み強化による削減必要量を算出します。

## 第1項 ごみ総排出量の予測値

ごみ総排出量の予測値(施策現状維持の場合)は、表 6-1 に示すとおりです。 引き続き、減少傾向を示していますが、事業系ごみの削減量は、横ばい傾向 を示しています。

実績 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和5年度 生活系ごみ t/年 19,156 18,828 18,559 18,323 18,141 17,866 10,248 10,352 10,365 事業系ごみ t/年 10,389 10,368 10,320 t/年 29,404 29,217 28,927 28,675 28,506 28,186

表 6-1 ごみ総排出量の予測値(施策現状維持の場合)

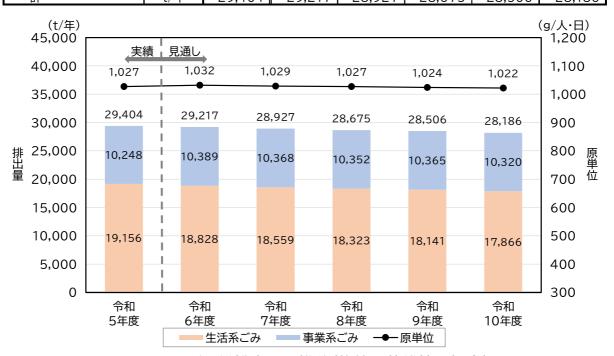


図 6-1 ごみ総排出量の推移(施策現状維持の場合)

## 第2項 生活系ごみ排出量の予測値及び目標達成に必要な削減量

生活系ごみ排出量の予測値は、表 6-2 に示すとおりです。引き続き、減少傾向を示しています。

1人1日当たり生活系ごみ排出量の目標値 667gに対して、予測値は 648gと 見込んでおり、これまでの取り組みを維持することで計画目標を達成する見込 みです。

来 実績 令和5年度 令和6年度 │ 令和7年度 │ 令和8年度 │ 令和9年度 │ 令和10年度 人口 78,199 77,602 77,005 76,531 76,057 75,583 人 可燃ごみ 13,433 13,273 t/年 13,632 13,134 13,032 12,860 不燃ごみ t/年 525 517 511 505 501 495 2,678 資源物 t/年 3,068 2,972 2,889 2,815 2,753 t/年 1,015 1,001 粗大ごみ 1,026 1,008 998 989 集団回収 t/年 905 891 878 868 857 844 t/年 19,156 18,828 18,559 18,323 18,141 17,866 計 原単位 g/人·日 669 665 660 656 652 648

表 6-2 生活系ごみ排出量の予測値(施策現状維持の場合)

### 第3項 事業系ごみ排出量の予測値及び目標達成に必要な削減量

事業系ごみ排出量の予測値は、表 6-3 に示すとおりです。令和6年度予測値は、資源物の増加により増加し、以降、横ばい傾向を示しています。

し尿等を除く1人1日当たり事業系ごみ排出量の目標値250gに対して、 予測値は280gと見込んでおり、取り組み強化による削減量1人1日当たり30g が必要となっています。

		実績	将来					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
人口	人	78,199	77,602	77,005	76,531	76,057	75,583	
可燃ごみ	t/年	9,787	9,754	9,733	9,717	9,728	9,685	
不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	
資源物	t/年	394	569	569	569	571	569	
粗大ごみ	t/年	67	66	66	66	66	66	
計	t/年	10,248	10,389	10,368	10,352	10,365	10,320	
し尿等	t/年	2,670	2,655	2,634	2,618	2,609	2,586	
し尿等を除く排出量	t/年	7,578	7,734	7,734	7,734	7,756	7,734	
原単位	g/人·日	265	273	275	277	279	280	

表 6-3 事業系ごみ排出量の予測値(施策現状維持の場合)

## 第4項 家庭系ごみ排出量の予測値及び目標達成に必要な削減量

家庭系ごみ排出量の予測値は、表 6-4 に示すとおりです。引き続き、減少傾向を示しています。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標値 500gに対して、予測値は 520gと 見込んでおり、取り組み強化による削減量1人1日当たり 20gが必要となって います。

表 6-4 家庭系ごみ排出量の予測値(施策現状維持の場合)

				*	<del>ਪ</del> ਤ	₹	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人口	人	78,199	77,602	77,005	76,531	76,057	75,583
可燃ごみ	t/年	13,632	13,433	13,273	13,134	13,032	12,860
不燃ごみ	t/年	525	517	511	505	501	495
粗大ごみ	t/年	1,026	1,015	1,008	1,001	998	989
計	t/年	15,183	14,965	14,792	14,640	14,531	14,344
原単位	g/人·日	530	528	526	524	522	520

## 第5項 最終処分量の予測値及び目標達成に必要な削減量

最終処分量の予測値は、表 6-5 に示すとおりです。引き続き、減少傾向を示しています。

最終処分量の目標値 2,579 以に対して、予測値は 2,641 以と見込んでおり、 取り組み強化による削減量 62 以が必要となっています。

表 6-5 最終処分量の予測値(施策現状維持の場合)

		実績		<b></b>	乎 并	₹	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
不燃物	t/年	702	627	623	619	617	612
灰固化物	t/年	2,329	2,079	2,065	2,053	2,047	2,029
計	t/年	3,031	2,706	2,688	2,672	2,664	2,641

## 第2節 リサイクル率の将来予測値及び資源化必要量

本節では、新たな施策等を行わず、現状施策のまま推移した場合のリサイクル率の見込みを予測し、当該予測値と計画目標値との乖離を確認したうえで取り組み強化による資源化必要量を算出します。

## 第1項 リサイクル率の予測値及び目標達成に必要な資源化量

リサイクル率の予測値は、表 6-6 に示すとおりです。

リサイクル率は、年々低下する見込みであり、目標値 25%に対して、予測値は 14.6%と見込んでおり、10.4 ポイントの乖離が見込まれています。また、総資源化量は、総排出量の予測値 28,186 >>のごみが発生した場合でリサイクル率 25%を達成するために約7,047>>が必要となります。

ごみの総排出量が現状施策のまま維持したと仮定した場合では、総資源化量を予測値の4,113 トンから7,047 トンまで増加させる必要があり、取り組み強化による資源化量2,934 トンの増加が必要となっています。

表 6-6 リサイクル率の予測値(施策現状維持の場合)

実績		実績		<b></b>	<b>等</b>	₹	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
総排出量	t/年	29,404	29,217	28,927	28,675	28,506	28,186
総資源化量	t/年	4,426	4,496	4,390	4,294	4,214	4,113
リサイクル率	_	15.1%	15.4%	15.2%	15.0%	14.8%	14.6%

## 第2項 総資源化量の内訳

総資源化量(内訳)の予測値は、表6-7に示すとおりです。

リサイクル率 25%を達成するために必要な総資源化量を 7,074 トンと推計していますが、特に総資源化量の多くを占める紙類や集団回収量の増加が必要となります。

表 6-7 総資源化量(内訳)の予測値(施策現状維持の場合)

			実績		*	জ স	ŧ	
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
直接資源化量	紙類	t/年	51	52	51	50	49	48
但该具体化里	布類	t/年	12	12	12	12	12	11
焼却施設の 資源化量	金属類	t/年	48	42	41	41	41	40
	紙類	t/年	1,236	1,174	1,106	1,044	990	936
	紙パック	t/年	16	1,174	1,100	1,044	990	930
	金属類	t/年	480	464	449	435	422	407
	ガラス類	t/年	368	352	338	324	311	297
資源化施設の	ペットボトル	t/年	170	169	169	169	169	169
資源化量	容器包装 プラスチック	t/年	305	305	304	305	305	303
	布類	t/年	196	195	196	195	196	194
	肥料	t/年	423	619	618	617	619	616
	その他	t/年	216	221	228	234	243	248
	計	t/年	3,410	3,499	3,408	3,323	3,255	3,170
	紙類(紙パック含)	t/年	844	828	813	801	791	776
	金属類	t/年	22	22	22	22	21	21
集団回収量	ペットボトル	t/年	17	19	21	23	24	26
	布類	t/年	22	22	22	22	21	21
	計	t/年	905	891	878	868	857	844
糸	計	t/年	4,426	4,496	4,390	4,294	4,214	4,113

# 第7章 ごみの排出抑制・再資源化の推進

## 第1節 基本方針及び施策の柱

ごみの減量・再資源化を推進するためには、市民・事業者・行政の三者が協力して取り組むことが不可欠となります。そのため、本市では、「ごみ処理基本計画」に以下の基本方針を定め、ごみの排出抑制・再資源化施策を推進しています。

これからも、市民・事業者・行政の三者がごみの減量・再資源化の必要性を強く 共有し、市民や事業者では、ともにごみの排出者責任の認識を深め、日常生活や事 業活動の中でごみの排出抑制・再資源化施策に取り組み、行政では、市民や事業者 が取り組みやすい環境を整えるとともに、新たな再資源化の仕組を構築していく必 要があります。

そこで、次のとおり基本方針及び施策の柱を定め、現行の排出抑制・再資源化施 策を更に強化し、継続して取り組みます。

#### 基本方針 1 ごみの減量や資源の活用による環境負荷の少ない快適な生活環境

将来的にも持続可能な環境負荷の少ない循環型社会を構築し、快適な生活環境を維持していくため、限られた資源を循環させ、効率的に活用していくとともに、再生可能な資源や自然エネルギーなどへの転換を進める必要があります。

施策1 ごみ減量化の促進

施策2 再資源化の促進

施策3 食品口ス削減の推進

#### 基本方針 2 市民・事業者・行政が一体となった環境意識の高いまちづくり

ごみの排出抑制・再資源化を推進していくためには、市民は、環境に配慮したライフスタイルや5Rに取り組み、事業者は、製品の生産から廃棄まで適正なリサイクルや処分について責任を負い、市は、市民・事業者を支援するための施策を実施するなど、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要です。

施策4 リユースの推進

施策 5 情報発信と環境教育の推進

## 第2節 ごみの排出抑制・再資源化の取り組み

## ● 施策1 ごみ減量化の促進

一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」や事業活動に伴って生じる「事業系ごみ」の排出量を削減し、焼却施設や最終処分場への負荷を軽減するために、ごみの減量化を促進します。

指 標	令和5年度	令和 10 年度	
可燃ごみの排出量	23,419トン	20,000トン	

## 1 生ごみの減量及び食品ロスの削減【重点】

生ごみの堆肥利用や排出時の水切りの徹底など、生ごみ削減の方法や工夫を実践し、生ごみの減量に取り組みます。

食品の購入に当たっては、賞味期限・消費期限に関する正しい理解を深め、食品を粗末にしないよう、適量を購入し、使い切り、残さず食べるなど、食品ロスの削減に取り組みます。

#### 第8章 食品ロス削減推進計画にまとめています。

#### 2 草木類、し尿・下水汚泥などの有機性廃棄物の資源化【重点】

日常的に発生し、排出抑制が困難である草木類やし尿・下水汚泥の資源化の仕組を構築し、これまでの焼却処分から資源化への転換を推進し、可燃ごみの削減に取り組みます。

- ① 剪定枝(草木チップ)の資源化の推進
- ② 下水道汚泥の資源化の推進
- ③ し尿・浄化槽汚泥の資源化の推進

### 3 プラスチックごみの発生抑制

マイバッグやマイボトル・マイカップの利用を促進し、レジ袋やペットボトルなどのプラスチック使用製品の削減に取り組みます。

不必要なプラスチックは、できるだけ利用しないライフスタイルの定着を促進し、プラスチックごみの発生抑制に取り組みます。

- ① マイボトル・マイカップ持参の促進
- ② マイバッグ運動の推進
- ③ ワンウェイプラスチック(特定プラスチック使用製品)の使用抑制

#### 4 使い捨て品の使用抑制

使い捨て商品の使用をひかえるとともに、繰り返し使える容器や詰め替え容器を利用します。

- ① 3R·5R行動の推進
- ② リターナブル容器への転換

#### 5 過剰包装等の自粛(抑制)

市民は過剰包装を断り、事業者は、簡易包装の実施やマイバッグ持参を呼びかけし、過剰包装の抑制に取り組みます。

- ① マイバッグ運動の推進
- ② 3R·5R行動の推進

### 6 ごみ処理の有料化の検討

現時点でごみの有料化制度を導入する予定はありませんが、今後の家庭系ごみ排出量の削減状況に応じて検討します。

市民の意向を把握するとともに、ごみ処理の有料化に伴う課題に対する解決策を考察しつつ、ごみの有料化制度を導入するか判断します。

- ① 家庭系ごみの減量化及び資源化の推進に伴う実績及び効果の分析
- ② 周辺市町村の有料化の動向や不法投棄対策等課題解決の研究

#### 7 発生源としての排出抑制の取り組み

事業者は排出者責任や拡大生産者責任があることを認識し、生産・製造・販売過程において極力無駄を減らし、廃棄物の排出抑制に取り組みます。

- ①レジ袋有料化の実施
- ② 食品残さの削減

#### 8 多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底

ごみ搬入時の展開検査を実施し、多量排出事業者へごみ減量指導を行います。

- ① 事業系ごみ搬入時の展開検査の実施
- ② 事業所への戸別訪問によるごみの搬出方法及び分別方法の指導

### 9 処理手数料の見直し

ごみの減量・再資源化を促進するとともに、受益者負担の適正化を図るために、ごみ処理手数料の適正価格を検討します。

① 粗大ごみ処理手数料、事業系ごみ処理手数料及び産業廃棄物処理手数料の改正

## ● 施策 2 再資源化の促進

排出される廃棄物を資源として有効活用し、循環型社会の構築を目指します。生活系ごみの中でも、資源ごみを除いた「家庭系ごみ」の排出量を削減するため、また、リサイクル率を高めるために、ごみの再資源化を促進します。

指 標	令和5年度	令和 10 年度
総資源化量	4,426トン	6,500トン

### 1 資源ごみの分別収集の実施

資源ごみ(資源物)の分別収集を実施し、資源化を推進します。

- ① 資源ごみの分別回収事業(拠点回収)の実施
- ② プラスチック製容器包装の分別回収(週1回)の実施
- ③ 府相日曜資源拠点の開設
- ④ 小型家電リサイクル事業(ボックス回収)の実施
- ⑤ 廃油のボックス回収の実施
- ⑥ ペットボトル水平リサイクルの実施
- ⑦ ごみ出し便利帳・資源物収集カレンダーの全戸配布
- ⑧ 資源・ごみ分別アプリ「さんあ~る」の配信

#### 2 集団回収の利用拡大

PTA等の地域は集団回収を実施し、市民は集団回収に協力します。 市は集団回収の実施団体への支援に取り組みます。

- ① 資源回収団体育成奨励金交付事業の実施
- ② 軽トラック貸出事業の実施

#### 3 自主回収の利用促進

事業者は回収拠点として店舗や事業所の空きスペースを活用した店頭回収を実施し、市は利用促進のための情報提供を行います。

#### ① 資源ごみの店頭回収の実施

#### 4 雑がみの資源化の推進【重点】

お菓子の空き箱や封筒、雑がみなどの細かな紙類は、資源化できるものと 意識を高め、排出時にはごみ箱(袋)に捨てず、新聞紙やダンボールなどの ように分別して拠点回収等に排出します。

- ① 雑がみ専用のごみ箱(紙袋)の設置・活用
- ② 雑がみの分別・排出方法の周知啓発

#### 5 プラスチックごみの分別収集の実施【重点】

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を実施し、プラスチックごみの資源化を推進します。

① プラスチックごみの分別回収事業(拠点回収)の実施

#### 6 資源化品目の拡大検討

資源化に適した品目を研究し、分別区分の見直しを検討します。

## ● 施策3 食品ロス削減の推進

食品ロスの削減は、食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程に応じて 計画的に取り組む必要があり、食品ロス削減に向けて市民・事業者・行政が連携して、第8章の食品ロス削減推進計画に取り組みます。

## ● 施策4 リユースの推進

市民一人ひとりが「捨てる」という行為を考え直し、不要となったものをごみと して廃棄する行動から人に譲ったり、繰り返し使うなど、リユース行動への転換を 図ります。

指 標	令和5年度	令和 10 年度
メルカリ Shops 利用者数	108名	500名

#### 1 リユース事業の実施【重点】

市が模範となり、率先してリユース事業を実施するとともに、リユース事業者と連携し、リユースの推進に取り組みます。

- ① リサイクルバザールの実施
- ② 粗大ごみ等のメルカリ Shops への出品・販売
- ③ リユース事業者の活用

### 2 リユース意識の醸成

市民・事業者がリユース活動を実践するための支援や情報発信に取り組み、市民のリユースへの関心を高め、リユース行動を促進します。

- ① 民間リユース事業者に関する情報の発信
- ② フリーマーケットの後援

### ● 施策 5 情報発信と環境学習の推進

ごみの発生抑制行動や再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)に向けた 行動変容を促進するために、市民・事業者に対し、ごみを減らす工夫や正しい分別 方法の情報発信に取り組みます。

また、将来における循環型都市の担い手となる児童・生徒への環境学習を推進するとともに、市民が参加しやすい環境学習会やイベントの開催を通じて環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進します。

指 標	令和5年度	令和 12 年度
サーキュラーエコノミーの認知度	8%	60%

#### 1 積極的な周知啓発の実施

ごみを減らす工夫や分別方法の理解が進むよう積極的に周知啓発に取り組み、若年層や外国人などに対しては、分かりやすい情報発信を推進します。

- ① 広報がまごおり及び市ホームページ等による情報発信
- ② 資源・ごみ分別アプリ「さんあ~る」の普及及び活用促進
- ③ 地域で行われる会議や行事等に出向き・周知啓発の実施
- ④ 事業所への戸別訪問によるごみの搬出方法及び分別方法の指導

#### 2 環境学習・行事の展開

小中学校での環境学習を推進するとともに、市民が参加しやすい学習会や 環境美化活動を展開します。

- ① クリーンセンター施設見学等の受入
- ② 3R促進ポスターコンクールの実施
- ③ 出前講座の開催 ④ 530運動の推進
- ⑤ クリーンサポーター制度の実施

#### 3 グリーン購入の推進

市が率先して環境物品等の調達に取り組み、市民は買い物時に、まず必要か考えて、必要な時は環境を考えて作られたものを選び、購入する「グリーン購入」を優先します。

- ① 蒲郡市役所における環境保全のための行動指針による再生品等の優先使用
- ② 環境物品等に関する情報発信

# 第3節 三者(市民・事業者・行政)の役割

## 市民の役割 日常生活の中でごみを捨てるという行為を考え直します。

- ごみの発生抑制行動を実践します。
- 物の再使用(リユース)や再生品利用(リサイクル)を優先します。
- 一人ひとりがごみの正しい出し方や分別ルールに協力します。

### 事業者の役割 事業活動の中で排出者責任・拡大生産者責任を果たします。

- 事業者自らが排出者としてごみの発生抑制に取り組みます。
- 生産者として適正なリサイクルや処分について一定の責任を負い、製品等の 再使用や再生利用を促進します。
- 各事業者が適正なごみ処理や再資源化に協力します。

# 行政の役割 市民や事業者との協力体制を構築します。

- 市民・事業者が行うごみの発生抑制行動・事業活動を支援します。
- ごみの減量・再資源化に関する有効な施策を推進するとともに、積極的に情報発信します。
- 市民·事業者の模範となるよう率先してごみの減量·再資源化に取り組みます。

# 第8章 食品口ス削減推進計画

## 第1節 計画の目的

食品ロスは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品であり、生産段階・製造段階・流通段階・消費段階において発生しています。

令和3 (2021) 年度の国の推計によると、日本の食品ロス量は、523 万トンと試算されています。これは、国民1人当たり毎日約114g(茶碗約1杯のご飯の量に近い)の食品ロスが発生していることになります。また、その内訳は、家庭系食品ロス量(食べ残し・過剰除去・直接廃棄)が244万トン、事業系食品ロス(規格外品・返品・売れ残り・作りすぎ・食べ残し等)が279万トンとなっています。

食品ロスの削減については、平成 27 年 9 月に採択された SDG s のターゲットの一つとなっており、令和 12 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の 1 人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれており、国際的にも関心が高まっています。

国では、令和元年 10 月に「食品ロス削減推進法」が施行され、食品ロス削減を 国民運動として展開しています。消費者である国民、事業者、行政がそれぞれの 立場で食品ロスの削減を進めることが明示され、市町村は、食品ロス削減推進計 画の策定に努めることとされています。

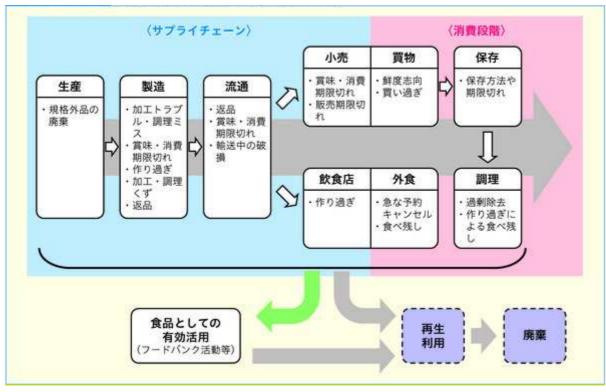
このような状況の中、愛知県においては、令和4年2月に「愛知県廃棄物処理計画(愛知県食品ロス削減推進計画)」が策定され、消費者、事業者、関係団体、行政等が連携した取り組みを進めています。また、県内の市町村、消費者団体、事業者団体等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」や、全国の自治体で構成する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等と連携・協働して取り組みを推進しています。

本市においても、食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画として位置付け、市民・事業者・行政の三者が一体となって食品ロスの削減に取り組むことを目的とします。

## 第2節 食品ロスの現状

## 第1項 食品ロスの発生要因

食品ロスは、食品のライフサイクルの中でも、生産、製造、流通、販売(外食)、消費といったあらゆる段階で発生しており、主な発生要因は、図8-1に示すとおりです。



出典:「令和2年版消費者白書」(消費者庁)

図8-1 食品ロスの主な発生要因(フロー図)

## 第2項 食品ロスの発生状況

## (1) 国の食品ロス発生量(推計)

我が国における食品ロス量は年々減少し、2022 年度の食品ロスの発生量は、約472万トンと推計されています。

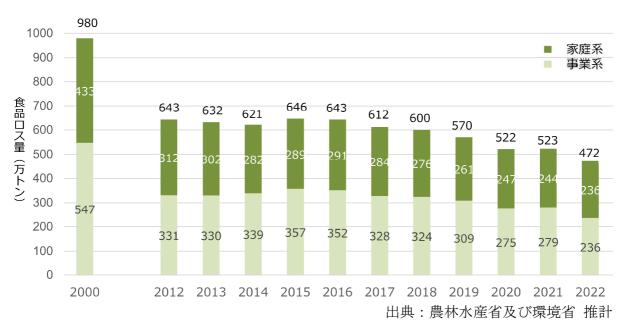
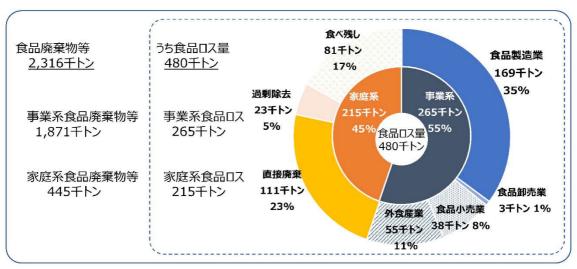


図8-2 我が国の食品ロス量の推移

# (2) 愛知県の食品ロス発生量(推計)

愛知県では、食品ロスの現状を把握するため、県内市町村と連携して食品ロス等の実態把握調査(2019~2021年度)を実施しており、その結果等から食品ロス発生状況の推計を行っています。年間約232万トンの食品廃棄物等が排出され、そのうち21%にあたる約48万トンが食品ロスと推計されています。



出典:「愛知県廃棄物処理計画(愛知県食品ロス削減推進計画)(2022 年度~2026 年度)」 (2022 年 2 月 愛知県)

図8-3 愛知県内の食品ロスの発生状況(2019年度)

## (3) 本市の食品ロス発生量(推計)

本市の食品ロス発生量(推計)は、愛知県の食品ロス量(推計)の発生割合を基に推計します。

一般家庭から発生する「家庭系食品ロス」と食品関連事業者から発生する「事業系食品ロス」のそれぞれの発生量を推計し、家庭系食品ロスでは、「食べ残し」、「直接廃棄」、「過剰除去」に分類しています。また、事業系食品ロスでは、「外食産業」、「食品小売業」、「食品卸売業」、「食品製造業」に区分しています。

○食べ残し:食卓にのぼった食品で、食べ切られずに廃棄されたもの

○直接廃棄:賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま

廃棄されたもの

○過剰除去:厚くむき過ぎた野菜の皮などの、過剰に除去された可食部分

表 8-1 家庭系食品ロスの発生量(推計)

	愛知県[R元推計]		蒲郡市[R元]	備 考		
可燃ごみ		<b>L</b>			15,190١)	
家庭	家庭系食品廃棄物等		445千トン	_	<b>4,268</b> F)	可燃ごみ×28.1%(厨芥類)
	食	食べ残し	81千トン	18.2%	777トン	
	品品	直接廃棄	111千トン	24.9%	1,063トン	
	ロス	過剰除去	23千/ン	5.2%	222トン	
	^	計	215千トン	48.3%	2,061トン	

注)各割合は、愛知県食品口ス等実態把握調査対象地の平均値です。 四捨五入の関係により、計の数値と内訳の計が一致しない場合があります。

表8-2 事業系食品ロスの発生量(推計)

	愛知県[R元推計]		蒲郡市[R元]	備 考		
可燃ごみ(し尿等汚泥除く)		尿等汚泥除く)			7,903トン	
事業	事業系食品廃棄物等		1,871千トン	-	2,221١٧	可燃ごみ×28.1%(厨芥類)
		外食産業	55千トン	2.9%	641)	
	食	食品小売業	38千トン	2.0%	441)	
	品口	食品卸売業	3千トン	0.2%	4トン	
	ス	食品製造業	169千トン	9.0%	200トン	
		計	265千トン	14.2%	315トン	

注)各割合は、愛知県食品ロス等実態把握調査(食品関連事業所アンケート調査)を踏まえ推計した割合です。

四捨五入の関係により、計の数値と内訳の計が一致しない場合があります。

## 第3節 削減目標に向けた役割と行動

国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」を踏まえ、2030 年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が定められています。また、愛知県では、国の目標を踏まえ、2030 年度までに県内で発生する食品ロス量を 2000 年度比で半減させることを将来目標とした上で、計画期間における目標として 2026 年度の目標量を設定し、取り組みを推進するとしています。

本市では、このような国や愛知県の食品ロス削減目標の達成に向けて、各主体に求められる役割を認識し、食品ロス削減の行動を推進します。

### 表8-3 愛知県の食品ロスの削減の目標

#### 市民の役割と行動

- 食品ロスの現状と削減の必要性について理解を深めます。
- 日常生活で自身が排出している食品ロスを把握し、食品ロス削減のための 行動を実践します。
- 食品ロスの削減に取り組む事業者の商品やサービスを選択・利用します。
- 事業者や行政が行う食品ロス削減の取り組みに協力します。

#### 事業者の役割と行動

- サプライチェーン全体を見据えて、食品ロスの現状と削減の必要性について 理解を深めます。
- 事業活動の中で自身が排出している食品口スを把握し、削減します。
- 消費者である市民に対し、自らが行う食品ロス削減の取り組みを情報発信 し、地域全体で食品ロスの削減を推進します。
- 県や市が行う食品ロス削減の取り組みに協力します。

#### 行政の役割と行動

- 食品ロスの現状と削減の必要性について積極的に普及啓発します。
- 自らが率先して食品ロス削減に向けた取り組みを実践します。
- 市民や事業者等の食品口ス削減の取り組みを支援します。
- 市民や事業者等と食品ロス削減に向けた協力体制を構築します。

出典:愛知県食品口ス削減推進計画

## 第4節 食品ロス削減の取り組み

食品ロスの削減は、生産・製造加工・流通の段階において廃棄、失われる食品 (フードロス) から消費段階において廃棄、失われる食品 (フードウェイスト) の発生抑制に取り組むとともに、食品の有効活用や再生利用、生ごみの適正処理 に向けた取り組みを推進します。

#### 1 フードロスの削減

食のサプライチェーン(食品循環)の初期段階である農業・漁業などにおいて食材を生育・生産・出荷する段階や原材料(食材)を加工・製造・流通させる段階でフードロスの削減に取り組みます。

- ① 地産地消の促進
- ② 廃棄食材の発生抑制及び資源循環に配慮した生産・加工製造の推進
- ③ 納品期限の緩和(納品期限切れによる廃棄食材の発生抑制)

#### 2 フードウェイストの削減

小売店や飲食店、家庭(消費者)において食品を消費する段階でフードウェイストの削減に取り組みます。

- ① 賞味期限・消費期限の正しい理解
- ② 「てまえどり行動」や「見切り品活用」の実践
- ③ 飲食店の食べ残し防止(「3010運動」の実施、ドギーバッグの利用促進)
- ④ 「3キリ運動」の実施(使いキリ・食べキリ・水キリの実践)
- ⑤ 「食品ロスダイアリー」の活用

### 3 再生利用の促進

食のサプライチェーン全体で未利用食品・食材の有効活用と再生利用を推進 し、食品廃棄物(生ごみ)の削減に取り組みます。

- ① フードドライブ (フードバンク・子ども食堂等への食品提供) の実施拡大
- ② フードシェアリングサービスの活用促進
- ③ 端材の有効活用(アップサイクル)
- ④ 食品残さの堆肥化
- ⑤ ダンボールコンポストの利用促進

### 4 生ごみの減量化・適正処理の推進

食品の再生利用や廃棄物の削減に取り組んでもなお、発生する生ごみを減量し、適正処理を推進します。

- ① 生ごみ処理機等購入費補助金
- ② 「3キリ運動」の実施(使いキリ・食べキリ・水キリの実践)
- ③ 生ごみの拠点回収(共同コンポスト)の検討

#### 5 食品ロスに関する知識の普及啓発

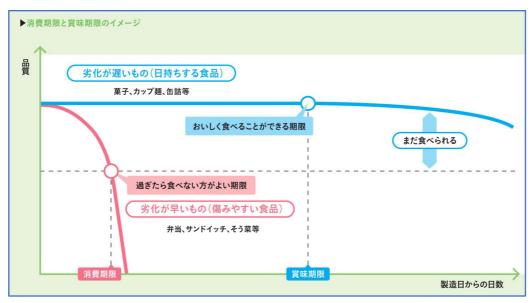
食品ロス削減の取り組みを情報発信し、生産者・事業者・消費者それぞれの立場で「食の循環(生産から食卓、廃棄・再利用)」を知り、市民・事業者・行政が協力して、食品ロスの削減に取り組みます。

- ① 食品ロス削減に関する普及啓発等の情報発信
- ② 食品ロスに関する出前講座の実施
- ③ 食品ロス削減月間やデコ活アクションの普及啓発

#### ●食品の期限切れって?

食品には様々な期限が設定されています。その期限を超えた食品は、手つかずのまま 廃棄され、食品ロスの大きな要因となります。

サプライチェーンを見ますと、賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例 (3分の1ルール) があります。賞味期間の3分の1以内で納品できなかったものは、賞味期限までに多くの日数を残したまま廃棄される可能性があります。このため、食品 小売事業者では納品期限の緩和や、食品製造事業者では賞味期限表示の大括り化 (年 月表示) や賞味期限の延長が呼びかけられています。また、私たち消費者に提供される 加工食品には、賞味期限か消費期限のどちらかが表示されています。賞味期限はおいしく食べることができる期限、消費期限は期限を過ぎたら食べない方が良い期限と考えられています。そのちがいを知って、健康を守るとともに、買い物をした時や家の冷蔵庫の中にある食品の表示をよく見て、いつまで食べられるか確かめるようにすれば、食べ物をむだにすることもありません。 (農林水産省ポータルサイトを基に作成)



出典:令和6年度版 食品ロス削減ガイドブック (消費者庁)

#### ●期限切れをなくそう!

買い物時には、商品棚の手前にある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ 購買行動「**てまえどり行動**」や、賞味期限や消費期限が迫っている商品や規格外の商品 など値引きシールが貼られた商品「**見切り品**」を購入することで食品ロスの削減につな がります。てまえどりの商品や見切り品は、購入してすぐに消費しなければと意識がは たらきますが、冷蔵庫には期限切れ間近の食品が使われずに残っている場合がありま す。是非、家庭で発生する手つかず食品や食べ残しを日記形式で記録する「**食品ロスダ イアリー**」を活用し、食品ロスに気づくことで食品ロスを削減するとともに、食費や光 熱水費の削減につながります。

#### ●フードドライブに関心を!

日常生活の中で食品の表示を確認し、また、食品ロスダイアリーによって、食べ物をむだにしないよう心がけてもなお、家庭で余ってしまう食品をほかで有効活用することができないか考えてみましょう。フードドライブは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体や子ども食堂に寄付する活動のことです。

#### ●サーキュラーシティの取り組み

本市では、サーキュラーシティへ向けた7つの重点分野の一つとして「食」に取り 組み、生産者と消費者の距離を縮め、生産から食卓、廃棄、再利用の「食べ物の循 環」を推進しています。

・取り組みの具体例

ダンボールコンポストを利用した家庭から出る生ごみの減量および再資源化



# 第9章 基本計画

# 第1節 分別区分

将来の分別区分は、表 9-1 に示すとおりです。現在、プラスチックに関しては、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別を行っていますが、計画期間内の早期にプラスチック使用製品の分別収集を開始するため、収集運搬方法及び再商品化方法等を検討します。

表 9-1 将来の分別区分

	分別区分	排出方法等		
燃やすごみ		指定袋		
不燃	こわすごみ	カゴ		
ごみ	埋めるごみ	カゴ		
	古着	透明な袋		
	古紙	カゴ		
	プラスチック製容器包装	網		
	プ ラスチック使用製品	(検討中)		
資源物	ペットボトル	網		
物	びん	カゴ		
	金属	カゴ		
	かん	カゴ		
	使用済み乾電池	カゴ		
	使用済小型家電	回収ボックス		
粗大ごみ 大型可燃ごみ		戸別シール添付		

# 第2節 適正処理計画

#### 第1項 収集運搬計画

## (1) 収集運搬の基本方針

本市は、市民に対してごみの分別排出を徹底するよう周知し、市民は、市の 定める分別区分等を遵守します。適正に分別排出されたごみについては、資源 化及び適正処理が図れるよう迅速かつ衛生的に収集運搬します。

## (2) 収集運搬体制

- ○ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、民間業者に業務委託し、効率的で適 切な収集運搬体制を構築していきます。
- ○粗大ごみを除く生活系ごみの収集運搬は、ステーション収集方式を継続し、 収集場所のごみステーションの適正管理のため、地域と連携し、違反ごみ等 の排出抑制やごみの散乱を防止し、ごみステーション周辺の環境美化を保持 していきます。

## 第2項 中間処理計画

現在、本市では、蒲郡市クリーンセンター及びリサイクルプラザにおいて中間処理を行っています。

焼却施設は、基幹的設備改良工事を行い、竣工後 10 年程度の延命化が図られ、 広域化施設を新設するまでは、既存設備・機器等を適正に維持管理し、焼却施 設を維持していきます。

また、リサイクルプラザは、具体的な広域化計画がないことから、既存施設での処理を継続するものとし、設備機器の維持管理及び適切な補修により、施設の延命化を図っていきます。

# 第3項 最終処分計画

本市の一般廃棄物最終処分場において埋立処分を継続するものとします。

現在の一般廃棄物最終処分場は、令和 10 年度末頃に埋立容量に達する見込みであり、新最終処分場の整備に着手していますが、引き続き、ごみの排出抑制や資源化・再生利用、中間処理等による減量化及び減容化を図り、長期かつ計画的に最終処分を実施していきます。

# 第3節 処理施設整備計画

ごみ処理施設については、リサイクルの必要性の高まりや最終処分場の確保難、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するにあたっての課題に対応するため、国は、ごみ処理の広域化を推進し、各都道府県に対し「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を通知し、愛知県ではこれを受け、令和3年11月に「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」(以下「県広域化計画」という。)を策定し、県内市町村のごみ処理の広域化を推進しています。

県広域化計画では、ごみ焼却施設の処理能力 300 トン/日以上を基準として県内 13 ブロックに区割し、本市は、東三河ブロック (豊川市・蒲郡市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村・長野県根羽村) に位置付けられており、「東三河ごみ焼却施設広域化計画(平成 24 年度~令和 13 年度)」(以下「東三河広域化計画」という。)を策定しています。

本市の焼却施設は、平成9年3月に稼働開始し、稼働後27年を経過しています。 東三河広域化計画に基づき、広域化施設の整備を進める計画ですが、現在、クリーンセンター基幹的設備改良工事(令和4年度~令和6年度)を実施し、竣工後10年程度の延命化が図られています。また、東三河広域化計画では、計画期間内(令和13年度まで)は、現状の焼却処理体制を維持し、次期計画期間内の早期に豊川市の焼却施設と集約した新施設の整備を目指す計画となっていますので、本市の焼却施設の延命化年数を勘案して、新施設の整備計画を検討していきます。

また、東三河広域化計画では、粗大ごみ処理施設、資源化施設及び最終処分場施設を広域化の対象として位置付けていませんので、本市単独の施設整備を推進します。リサイクルプラザについては、現時点において具体的な整備計画はなく、既存施設の延命化を図りながら、既存施設における効率的な施設整備を検討します。また、最終処分場施設については、令和5年3月に「新最終処分場基本計画」を策定し、令和8年度から令和10年度までの建設工事を経て、令和11年度の供用開始を計画しています。

# 第10章 その他ごみ処理に関する必要事項

## 第1節 不法投棄対策の強化

不法投棄を防止するため、監視パトロールの実施、防止看板や監視カメラの設置等により、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

不法投棄のおそれのある土地の所有者等に対しては、草刈、柵や防止看板の設置等の対策を呼び掛けるなど、土地の適正管理を促進します。

なお、不法投棄された廃棄物については、土地所有者等に対して適正処理の指導を行うとともに、必要な措置及び支援を行います。

## 第2節 一般廃棄物処分業の許可と適正処理困難物への対応

## 第1項 一般廃棄物処分業の許可

一般廃棄物の処分を事業として行おうとする場合、市長の許可を受ける必要があります。また、処理施設を設置しようとする場合は、愛知県知事の許可が必要な場合があります。

しかし、一般廃棄物は本市に処理責任があることから、原則的に本市が処理 できない範囲について限定的な許可を行うものとします。

## 第2項 適正処理困難物への対応

タイヤ等の国で指定する処理困難物、農薬や石油類などの有害性や危険性のあるもの、本市の処理施設で適正処理が困難なものについては、排出者が自ら販売店や専門業者へ依頼するなどの適正処理について周知を図ります。

# 第3節 一般廃棄物収集運搬業の許可

事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する ため、事業者自身が廃棄物を処理施設に搬入するか、本市が許可をした一般廃棄 物収集運搬業者に依頼する必要があります。

現在、一般廃棄物収集運搬業は充足している状況であり、適正な処理が行われていると考えられることや事業系ごみ排出量の増加が見込まれないことから、一般廃棄物収集運搬業の許可については、原則、現在の許可体制を維持します。

# 第4節 地球温暖化防止に関する対応

本市では、令和6年9月に「第2次蒲郡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しています。その中で、2030年度までに市が実施する施策の一つとして、「5Rの推進」に取り組むこととされています。

#### ■ 5 R の推進

5 R についての情報を積極的に発信することにより、資源循環に配慮した事業活動や環境に配慮した消費行動を促します。また、食品ロス問題やプラスチック使用削減について周知し、資源の有効活用へつなげるとともに、循環経済(サーキュラーエコノミー)への転換に向けた取り組みを進めます。

# 第5節 災害廃棄物に対する対処方針

将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的に、「蒲郡市災害廃棄物処理計画」(平成 30 年 3 月策定、令和 6 年 3 月改訂)を策定しています。

本市が震災及び風水害を被った場合は、「蒲郡市災害廃棄物処理計画」及び上位計画である「蒲郡市地域防災計画」(令和5年3月 蒲郡市防災会議・蒲郡市)に基づき、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら、被災地域から発生する災害廃棄物を適切かつ円滑に処理します。

発災後は、「蒲郡市災害廃棄物処理計画」を基に、実際の被災状況から災害廃棄物の発生状況を的確に把握し、災害廃棄物処理を進めるための、災害廃棄物の処理方針や具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定します。

また、被害が甚大で本市のみで適切な処理ができないときは、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書(平成 26 年 1 月)」に基づき、周辺市町村や愛知県に応援要請を行います。